

—災害に日本一強い奈良県へ—

**第3期**

**奈良県国土強靱化地域計画**

令和8年3月

奈良県



## 【 目 次 】

### 第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	・ ・	1
2 計画の期間	・ ・	5
3 計画の構成	・ ・	5

### 第2章 基本的な考え方

1 奈良県の目指す姿	・ ・	6
2 基本目標	・ ・	6
3 強靱化推進にあたっての留意事項	・ ・	7

### 第3章 脆弱性評価

1 想定するリスク	・ ・	10
2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	・ ・	19
3 脆弱性評価結果	・ ・	20

### 第4章 強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	・ ・	21
----------------------	-----	----

### 第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

奈良県国土強靱化アクションプラン	・ ・	56
------------------	-----	----

（別紙1）脆弱性評価結果

（別紙2）重点化すべき強靱化施策の推進方針

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

また、平成26年6月には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、大規模自然災害等に備えて、事前防災・減災に関する施策を総合的に推進することとされた。

その後、平成28年熊本地震をはじめとした災害の教訓などを踏まえ、平成30年12月には基本計画が見直されるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図り、重点的かつ集中的に対策を講じることとされた。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本県においては、平成28年5月に「奈良県国土強靱化地域計画」を策定し、事前防災・減災に関する施策に計画的・総合的に取り組んできた。加えて、平成31年4月には「奈良県緊急防災大綱」を策定し、令和2年3月には「奈良県地域防災計画」を修正した。さらに、令和3年3月には激甚化する災害の経験と教訓を踏まえ、本計画の見直しを行い「第2期奈良県国土強靱化地域計画」を策定した。

令和6年1月の令和6年能登半島地震などをはじめとした災害等の教訓を踏まえ、令和7年6月に「第一次国土強靱化実施中期計画」（以下「実施中期計画」という。）が閣議決定した。実施中期計画においては、「災害外力・耐力の変化」「人口減少等の社会状況の変化」「事業実施環境の変化」に対応し、施策の重点化や施策間連携の強化に取り組むとされている。

本県においても南海トラフ巨大地震の発生が切迫化しており、発生時には広域に甚大な被害が生じる恐れが大きいことや、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化していることを踏まえると、本県の強靱化のための取組は引き続き喫緊の課題である。

このことから、今般、実施中期計画の策定や、近年の災害の経験と教訓を踏まえ、現行計画の見直しを行い、「第3期奈良県国土強靱化地域計画」を策定する。

# 第3期計画における主な施策の推進方針

## 地震への備え

### 【想定するリスク】

- ・南海トラフ地震、奈良盆地東縁断層帯の地震など  
⇒南海トラフ沿いの地域におけるM8～M9の地震の30年以内の発生確率が「60～90%程度以上」または「20～50%」であり、発災時には沿岸地域への救難救助も必要

### ●道路ネットワークの強靱化

- －京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路等で構成される紀伊半島アンカールートをはじめとする骨格幹線道路ネットワークや、安全・安心を支える道路等のネットワーク整備
- －道路法面の安全対策や橋梁の耐震化対策

### ●耐震補強と予防保全型インフラメンテナン스의推進

- －道路施設の耐震化や老朽化対策の着実な推進
- －上下水道施設の老朽化対策及び重要な施設の耐震化の推進
- －奈良県耐震改修促進計画に基づく住宅・建築物の耐震化の促進

### ●南部中核拠点の整備

- －防災機能の早期効果発現のため、段階的に整備

# 風水害等への備え

## 【想定するリスク】

- ・大和川の洪水、紀伊半島大水害など
- ⇒平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨、令和5年6月豪雨など、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化

## 水害対策

- 河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採等による流下能力の改善
- 大和川の氾濫を防ぐ大和川直轄遊水地の整備
- 100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」の推進

## 土砂災害対策

- 24時間利用の要配慮者施設や代替性のない避難所等を土砂災害から優先的に保全
- 盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るために、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査の実施

## 二次災害対策

- 老朽化対策や耐震化の着実な推進  
ーダム、堰堤等の老朽化対策の推進
- 防災重点農業用ため池の機能診断調査や改修整備
- 治山事業による荒廃森林の復旧と林地保全

## 共通

- 強靱化に関する施策を進めるため、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上の取組を推進
- 「奈良県文化財防火対策推進条例」等に基づく総合的な文化財の防災・防火対策

## 2 計画の期間

---

本計画が対象とする期間は、令和8年度（2026）から概ね5年間とする。

## 3 計画の構成

---

### 第1章 計画策定にあたって

計画の策定趣旨や位置づけ等を提示



### 第2章 基本的な考え方

- 1 目指す姿である「災害に日本一強い奈良県」を提示
- 2 「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、「基本目標」を設定



### 第3章 脆弱性評価

- 1 どのような災害に対して強靱化を図るかを「想定するリスク」として設定
- 2 2.1項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、現状と比較した脆弱性の評価を実施



### 第4章 強靱化施策の推進方針

- 1 奈良県を強靱化するために必要な施策の推進方針を策定



### 第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

- 1 それぞれの施策の具体的事業を「奈良県国土強靱化アクションプラン」として策定
- 2 毎年度進捗状況を管理し、「PDCAサイクルによる計画の推進及び見直し」を実施

## 第2章 基本的な考え方

---

### 1 奈良県の目指す姿

---

奈良県は、温暖な内陸性気候であり、災害が比較的少ない地域と言われてきた。しかし、過去には宝永地震や伊賀上野地震など、大地震による被害が県内でも発生したことが記録されている。また、明治の十津川大水害、伊勢湾台風、大和川大水害など幾度となく大きな水害が発生しており、平成23年9月には、台風第12号がもたらした大雨により南部・東部の山間地域を中心に大規模な土砂災害が発生し、多くの貴い命が失われたことは忘れてはならない。

また、近年の状況をみると、平成29年台風第21号のほか、平成30年7月豪雨、令和5年6月豪雨といった風水害や、令和6年能登半島地震や平成30年大阪北部地震といった地震災害などが発生した。さらに能登半島では、令和6年9月の記録的な大雨により、地震からの復興途上にあつた被災地において、再度、甚大な被害が発生した。このように先発の自然災害の影響が残っている状態で次の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大するという「複合災害」は、今後、発生頻度が高まっていくことが想定される。

災害は、社会のあり方によって被害の状況が大きく異なる。このため、予断を持たず最悪の事態を念頭に置き、平時から大規模自然災害等への備えを行うことが重要である。

このため、本計画に基づく強靱化対策を推進し、大規模自然災害等に強い県土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう県民の力を向上させることにより、自然災害による死者ゼロの「災害に日本一強い奈良県」を目指す。

### 2 基本目標

---

基本法では第14条で「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえた上で、「災害に日本一強い奈良県」との目指す姿のもと、奈良県では次の

3つを基本目標とする。

自然災害の発生を可能な限り予測し、災害発生時にも

- (1) 人命を守る 災害による死者をなくす
- (2) 県民の生活を守る できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る
- (3) 迅速な復旧・復興を可能にする

### 3 強靱化推進にあたっての留意事項

---

国の基本計画で定められた「国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」を踏まえ、本県独自の以下の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

#### (1) 長期的、広域的観点からの施策の推進

- 本県の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討するとともに、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策など、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 県内のみならず、県域を越えて広範囲に被害を及ぼす巨大災害を念頭に、広域的な視点を持って施策を推進する。

#### (2) 効果的な施策の推進

- 地域の状況に応じて災害リスクを予測し、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 「自助」及び「共助」による地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（県、国、市町村）と民（県民、事業者）が役割分担して取り組む。
- 国、市町村、民間事業者と十分連携を図るとともに、強靱化に取り組む市町村を支援す

る。

- 各施策が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用される対策となるように取り組む。

### (3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本を有効活用する等により費用を縮減するなど、限られた財源の中で、効率的かつ効果的に施策を推進する。
- 施設等の効率的、効果的な維持管理に努める。
- 近年急速に開発が進むデジタル技術の活用等に努めることにより、防災・減災、国土強靱化の取組をより効率的に進める。

### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 紀伊半島大水害の経験・教訓の継承や、科学的知見に基づく調査研究の成果を普及する。
- 豊かな自然と貴重な文化財を有する本県の特性を踏まえ、環境との調和、景観の維持、自然環境の有する多様な機能の活用に配慮して施策を推進する。
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人などの多様な視点をもって施策を推進する。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化の担い手を育成し、その活動環境の整備に努める。
- 地域活性化等にもつながり、本県の持続的成長の促進に寄与する取組を進める。

(参考) 国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

**(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項**

- 1) 「自律・分散・協調」型社会の促進
- 2) 事前復興の発想の導入促進
- 3) 地震後の洪水等の複合災害への対応
- 4) 南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

**(2) 分野横断的に対応すべき事項**

- 1) 環境との調和
- 2) インフラの強靱化・老朽化対策
- 3) 横断的なリスクコミュニケーション（災害弱者等への対応）

**(3) 社会情勢の変化に関する事項**

- 1) 気候変動の影響
- 2) グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現
- 3) 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- 4) SDGs との協調
- 5) デジタル技術の活用
- 6) パンデミック下における大規模自然災害

**(4) 地域の特性に応じた施策の推進**

- 1) 災害関連死に関する対策
- 2) コロナ禍における自然災害対応

## 第3章 脆弱性評価

---

本県の強靱化を進めるにあたり、大規模自然災害に対する本県の脆弱性評価を実施した。

脆弱性評価では、まず本県に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定するリスク」として定め、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済特性等を踏まえて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組を検討するとともに、県等が実施している取組を整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

### 1 想定するリスク

---

県民生活・県民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、国の基本計画が大規模自然災害を対象としていることを踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とし、地震、水害、土砂災害それぞれについて、以下のとおり具体的な災害を想定した。

ただし、近年の激甚化・頻発化する災害の発生状況を踏まえ、想定した災害の被害を超える事態が発生することも念頭におきながら、検討を進めた。

#### (1) 地震

##### ① 内陸型地震（第2次奈良県地震被害想定調査報告書より）

県内に8つの起震断層を設定して被害を想定。特に被害の大きな、①奈良盆地東縁断層帯、②中央構造線断層帯、③生駒断層帯による地震の特徴は以下のとおりで、[ ]の数字は被害が最大となる奈良盆地東縁断層帯の被害量を記載している。なお、奈良県地震被

害想定調査等によりその報告書が更新された場合はその数値に読み替える。

(i) 地震動（揺れ）

- ・県内で震度7から震度5強の揺れが想定

(ii) 人的被害

- ・死者の約85%が揺れによるものであり、残り約15%が斜面崩壊と火災によるもの
- ・負傷者の約90%が揺れ・液状化によるものであり、残り約10%が斜面崩壊と火災によるもの [死者：約5,200人、負傷者：約19,000人、死傷者：約24,200人]

(iii) 建物被害

- ・建物被害の約95%が揺れによるものであり、残り約5%が液状化と斜面崩壊によるもの [全壊：約120,000棟、半壊：約83,000棟、全・半壊計：約203,000棟]

(iv) 避難者数（最大と見込まれる1週間後）

[避難者数（最大と見込まれる1週間後）：約435,000人]

(v) ライフライン被害（発生直後）

[断水世帯：約434,000世帯] 断水世帯率：89%

[停電世帯：約486,000世帯] 停電世帯率：ほぼ100%

[都市ガス供給支障世帯：約257,000世帯] 供給支障世帯率：ほぼ100%

(vi) その他

- ・震度7等の揺れや液状化の発生するエリアに位置する道路・鉄道についても被害を受ける可能性が高い
- ・このため通勤・通学者、観光客等が帰宅困難となる

② 南海トラフ巨大地震（海溝型地震：内閣府が公表した被害想定より）

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震について、地震規模マグニチュード9.1と推計している。また、中央防災会議防災対策推進検討会議の下に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、平成24年8月及び平成2

5年3月に被害想定が取りまとめられ、令和元年6月に再計算がなされた。その数値は以下のとおりである。なお、南海トラフ沿いの地域におけるM8～M9の地震の今後30年以内の発生確率が「60～90%程度以上」または「20～50%」とされており（令和7年9月26日文科科学省地震調査研究推進本部公表）、対策の着実な推進が必要である。なお、内閣府等の南海トラフ巨大地震に関する被害想定が更新された場合は、その数値に読み替える。

(i) 人的被害及び建物被害

県内の人的被害及び建物被害については、震源、季節、時間帯などにより複数のケースについて被害想定が示されている。その最大値及び最小値は次のとおり。

＜県内における人的被害・建物被害の想定＞

	基本ケース (被害が最少の場合)	陸側ケース (被害が最大の場合)
県内市町村における 最大震度の分布	6強：2市町村 6弱：35市町村 5強：2市町村	6強：27市町村 6弱：12市町村 5強：なし
死者数	約60人	約1,600人
建物全壊棟数	約6,500棟	約44,000棟

県内では最大約1,600人の死者のうち約90%が建物倒壊によるものと想定され、残りは土砂災害や火災によるものとされている。

(ii) 県内における施設等の被害想定

被害想定項目		県内の想定被害 (最大値)
ライフライン施設被害	上水道（断水人口）	約120万人
	下水道（支障人口）	約99万人
	電力（停電軒数）	約78万軒
	固定電話（不通回線数）	約25万回線
	ガス（都市ガス供給停止戸数）	約2万5千戸
交通施設被害	道路施設被害（箇所数）	約940箇所
	鉄道施設被害（箇所数）	約590箇所

避難者数	発災1日後	約21万人
	発災1週間後	約34万人
	発災1ヶ月後	約29万人
帰宅困難者数		約11～14万人
被災可能性のある国宝・重要文化財（施設数）		18施設
孤立可能性のある集落数（農業集落）		53集落

<参考>過去の奈良県内における主な地震災害

発生年月日 発生時刻	地震名 規模 (M)	県内の被害状況			備 考
		死者	負傷者	建物被害	
1707 (宝永 4) 10.28	宝永地震 8.4	63 人	不明	潰家 3,219 戸	南海トラフを震源とする海溝型巨大地震。 全国の死者は少なくとも 2 万人といわれる。
1854 (嘉永 7) 7.9 14:00 頃	伊賀上野地震 7.3	約 300 人	不明	約 6,000 戸	奈良、大和郡山で震度 6。 全体の死者 1,300 人（諸説あり）、負傷者 994 人。
1854 (安政元) 12.23 9:00 頃	安政東海地震 8.4	不明	不明	不明	全体での死者は東海地震では 2 ～ 3 千人、 南海地震では数千人とされている。続けて 発生した巨大地震の揺れと津波により、関東 から九州におよぶ広い範囲で甚大な被害が生 じた。
1854 (安政元) 12.24 16:00 頃	安政南海地震 8.4				
1936 (昭.11) 2.21 10:07	河内大和地震 6.4	1 人	不明	家屋の損壊約 1,200 戸、法 隆寺・唐招提 寺・薬師寺で 土塀の損傷な どの被害あり	八木で震度 5。大阪・奈良の府県境で震動が 大きかった。死者は大阪府で 8 人。余震多 数。余震分布から大和川断層の活動と考えら れる。
1944 (昭.19) 12.7 13:35	東南海地震 7.9	3 人	21 人	全壊 89 戸	橿原で震度 5。東海地方で軍用機工場がほぼ 全滅などの大被害。 全体で死者 1,251 人、全壊 16,455 戸。
1946 (昭.21) 12.21 4:19	南海地震 8.0	0 人	13 人	全壊 37 戸、春 日大社灯籠約 300 基倒れる	橿原で震度 5。近畿・四国が被害の中心とな った。全体で死者 1,330 人、全壊 9,070 戸。
1952 (昭.27) 7.18 1:09	吉野地震 6.7	3 人	6 人	半壊 1 戸、春 日大社の石灯 籠 650 基が倒 れる	橿原で震度 4。近畿地方をはじめ、中部地方 の西部でも小被害があった。震源がやや深か った (60km) ために被害地が分散している。 全体で死者 9 人、負傷者 136 人、全壊 20 戸。

2018 (平.30) 6.18 7:58	大阪北部地震 6.1	0人	4人	一部損壊 27戸、東大寺や興福寺、達磨寺において国宝の落下等の被害あり。	大阪市で震度6弱を観測する等、近畿地方を中心に強い揺れを観測。奈良県では4市町で震度5弱を観測したほか、奈良県内のほぼ全ての市町村で震度4~2を観測。全体で死者6人、全壊21戸、半壊454戸、一部破損56,873戸。
--------------------------------	---------------	----	----	--------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(各数値は集計日時や機関により異なる場合があります)

## (2) 水害

### 一大和川大水害(昭和57年7月31日~8月3日) -

台風第10号が、紀伊半島の南海上を北上。昭和57年8月2日0時に渥美半島西部に上陸して、2日5時頃には能登半島から日本海へ抜けた。

一方、台風第9号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2日夜には九州南岸を経て3日昼頃に紀伊半島を通過した。

奈良県では、7月31日夜半から、台風前面の停滞前線も活発化して大雨とな



川のようになった王寺町役場前  
(『歴史から学ぶ、奈良の災害史』より)

り、8月2日午後には一旦天候が回復したものの、同日午後10時には再び大雨となり3日午後まで降り続いた。

奈良市における雨量をみると、8月1日160ミ(観測開始以来2番目)、8月3日155.5ミ(同3番目)という記録的な豪雨となった。

これにより、王寺町で大規模な浸水被害が発生したほか、県内各地で浸水被害や土砂崩れが発生し、死者・行方不明者16名、家屋全壊24棟、半壊・一部破壊34棟、床上浸水5,573棟、床下浸水5,084棟という甚大な被害となった。

### (3) 土砂災害

#### — 紀伊半島大水害（平成23年8月30日～9月4日） —

台風第12号が北上し、9月2日に四国に接近、3日午前10時頃高知県東部に上陸した。その後もゆっくり北上を続け、四国・中国地方を縦断して4日朝に日本海に抜けた。県内では、台風接近に伴い30日夜から雨が降りはじめたが、台風が遅かったため、9月4日の午前9時頃まで長時間続いた。



最大の崩壊地となった栗平と河道閉塞  
（『紀伊半島大水害の記録』より）

総降水量は、上北山のアメダスで1,812.5ミリ、国土交通省が大台ヶ原に設置した雨量計では2,436ミリが観測されている。また、72時間降水量も上北山のアメダスで1,652.5ミリと観測史上最大値を更新し、十津川村風屋のアメダスでも1,303ミリを記録するなど県南部全域で経験したことがないような大雨となった。

これに伴い、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生し、河道閉塞による土砂ダムが4カ所で発生した。

県内の主な被害は、死者15名、行方不明者9名、建物全壊49棟、半壊・一部損壊85棟、床上浸水13棟という大きなものとなった。

#### — 亀の瀬地すべり —

明治36年7月、亀の瀬（大阪府柏原市）において、断続的に降り続く雨により地滑りが発生し、王寺駅南方で甚大な浸水被害が発生した。

昭和6年11月の柏原市峠地区を皮切りに、翌年2月まで各所で亀裂が見つかり、2月4日には関西本線の亀の瀬トンネルが崩壊し始めた。21日には峠地区で大規模な地滑りが発

生。7月には大雨で、地滑りが活発化し、上流の王寺駅周辺が広範囲に浸水した。

昭和42年2月、清水谷地区で亀裂が発見され、峠地区の旧地滑り地も影響を受けて活動をはじめ、併せて約50ヘクタールに及ぶ大規模な地滑りに発展した。大和川を越えた対岸の国道25号は約1メートル隆起し、大和川も延長250メートルにわたって川幅が約1メートル縮小し、河床も隆起した。

### <参考>過去の奈良県内における主な水害・土砂災害等

発生年月日	災 害 名	県内の被害状況			
		死者	行方不明者	負傷者	建物被害
1889 (明.22) 8.18 ~ 20	水害・土砂災害 (十津川大水害)	249人			
1912 (大.元) 9.21 ~ 23	風害・水害	51人			
1917 (大.6) 9.28 ~ 30	水害・土砂災害	25人	5人	24人	9,929棟
1921 (大.10) 9.23 ~ 25	風害・水害	5人		23人	21,142棟
1930 (昭.5) 7.30 ~ 8.1	水害・土砂災害	5人	2人	14人	6,294棟
1934 (昭.9) 9.17 ~ 21	風害・土砂災害 (室戸台風)	11人		79人	1,353棟
1950 (昭.25) 9.1 ~ 3	風害 (ジェーン台風)	1人		15人	2,269棟
1953 (昭.28) 7.17 ~ 20	水害・土砂災害	31人	13人	30人	1,905棟
1953 (昭.28) 9.22 ~ 25	風害・土砂災害	8人	4人	26人	14,510棟
1956 (昭.31) 9.25 ~ 27	水害・土砂災害	2人	2人	2人	4,281棟
1957 (昭.32) 6.26 ~ 27	水害	1人	1人	1人	1,069棟
1958 (昭.33) 8.24 ~ 25	水害・土砂災害	2人	6人	2人	710棟
1959 (昭.34) 8.12 ~ 14	水害	1人			2,884棟
1959 (昭.34) 9.25 ~ 26	水害・土砂災害 (伊勢湾台風)	88人	25人	104人	14,885棟
1961 (昭.36) 9.14 ~ 16	風害・水害・土砂災害 (第2室戸台風)	6人		142人	14,943棟
1961 (昭.36) 10.26 ~ 28	水害	1人		1人	666棟
1965 (昭.40) 9.8 ~ 10	風害・土砂災害	1人		2人	155棟
1966 (昭.41) 6.30 ~ 7.2	土砂災害	2人			698棟
1967 (昭.42) 4月上・中	土砂災害	1人			5棟
1969 (昭.44) 7.4 ~ 5	土砂災害	1人			78棟
1970 (昭.45) 7.4 ~ 5	土砂災害	1人			43棟

1971 (昭. 46) 9. 26	土砂災害	3 人	8 人	4 人	1, 289 棟
1972 (昭. 47) 7. 9 ~ 14	土砂災害	1 人		3 人	607 棟
1979 (昭. 54) 6. 27 ~ 30	水害	1 人			2, 694 棟
1982 (昭. 57) 7. 31 ~ 8. 3	水害・土砂災害 (大和川大水害)	14 人	2 人	38 人	13, 530 棟
1998 (平. 10) 9. 22	風害	2 人		87 人	11, 871 棟
2011 (平. 23) 8. 30 ~ 9. 4	水害・土砂災害 (紀伊半島大水害)	15 人	9 人	6 人	184 棟
2017 (平. 29) 10. 20 ~10. 23	風害・水害			2 人	551 棟
2018 (平. 30) 7. 5 ~ 7. 6	水害 (平成 30 年 7 月豪雨)	1 人		2 人	70 棟
2023 (令. 5) 6. 2 ~ 6. 3	水害 (令和 5 年 7 月豪雨)				67 棟

## 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本県の特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、基本計画における「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、奈良県の脆弱性評価の前提となる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

<b>1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施</b>	
1-1	地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生
1-4	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
<b>2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施</b>	
2-1	広域的な被災による救助・救急・支援活動の遅延
2-2	食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞
2-3	警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-4	被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生
2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
<b>3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持</b>	
3-1	県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
3-2	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下
<b>4. ライフラインや交通ネットワーク等の確保</b>	
4-1	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
4-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止
4-3	幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止
<b>5. 二次災害の防止</b>	
5-1	ため池、ダム、堰堤、堤防等の損壊や機能不全による二次災害の発生
5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
<b>6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復</b>	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 3 脆弱性評価結果

---

脆弱性評価の結果を別紙1に示す。

## 第4章 強靱化施策の推進方針

### リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示したリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえ、基本目標を達成し、奈良県の強靱化を実現するために必要な施策の推進方針は次のとおりである。

なお、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるためには、施策の重点化を図ることが重要であることから、県が担う役割の大きさや施策の影響の大きさ、近年の災害の経験・教訓や社会情勢の変化等を踏まえ、重点化すべき施策を選定し、別紙2に示す。

また、リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」の対象に位置づけられる事業については、別冊「奈良県県国土強靱化地域計画に基づき実施する事業」に明記することとする。なお、別冊についてはその具体性・個別性を考慮し、適時適切に作成・更新するものとする。

※重要業績評価指標（KPI）の括弧内の年次は年度表記であり、各数値は年度末時点を記載している。

## ○基本目標1：人命を守る

### 1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

#### 1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐ

##### 【建物・交通施設等の耐震化】

- 奈良県耐震改修促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を進めているところであるが、市町村の補助を活用した耐震診断・耐震改修の実績はあるものの住宅及び多数の者が利用する民間建築物は目標耐震化率の達成には至っていない。地震被害を軽減するため、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、耐震化の取組を進める。（まちづくり推進局建築安全課）
- 公立小中学校施設の耐震化率は令和7年4月1日現在100%を達成しているが、避難所として利用されることもある屋内運動場等（体育館・武道場・講堂・屋内プール）の吊り天井等の落下防止対策実施率は98.7%に留まっているため、対策実施の一層の促進を図る。（教育委員会学校支援課）
- 令和7年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、100%（高等学校100%、特別支

援学校100%)である。高等学校については、全国的に見ても耐震化率が低かったことから、平成25年度から29年度までを耐震化整備集中期間とし耐震化を進め、平成30年度以降も引き続き計画的に耐震化を進めており、令和4年度末に耐震化率100%を達成。今後、非構造部材についても点検を継続して行い、耐震対策の充実を図る。

**(教育委員会学校支援課)**

- 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。**(福祉医療部障害福祉課、介護保険課、こども・女性局こども保育課、こども家庭課)**
- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する。**(県土マネジメント部道路マネジメント課)**
- 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅等の耐震化を促進する。**(県土マネジメント部リニア推進・地域交通課)**

**<重要業績評価指標 (KPI) >**

	現状値	目標値
住宅の耐震化率	90%(R7)	95%(R12)
公立小中学校施設の耐震化率 (屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率)	98.7%(R6)	100%(R12)
県立学校施設の耐震化率(高等学校・特別支援学校)	100%(R6)	100%(R12)
社会福祉施設の耐震化率(児童福祉施設)	90%(R6)	100%(R12)
社会福祉施設の耐震化率(障害者支援施設)	91%(R6)	100%(R12)
社会福祉施設の耐震化率(介護施設)	98%(R6)	100%(R12)
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77%(R6)	81%(R12)
鉄道駅の耐震補強完了率	95%(R6)	100%(R12)

**【公営住宅の耐震化、老朽化対策の推進】**

- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。**(まちづくり推進局住宅課)**
- 県営住宅について、建替えに加え、公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る。**(まちづくり推進局住宅課)**

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
県営住宅桜井団地の提供住戸数	89 戸 (R6)	135 戸 (R8)
県営住宅売間団地及び櫃原ニュータウン 団地の移転世帯数	2 世帯 (R6)	80 世帯 (R11)

### 【住宅等における安全の確保】

- 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る。 *（防災統括室）*
- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法の的確な執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する。 *（まちづくり推進局建築安全課）*
- 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する。 *（まちづくり推進局住宅課）*

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
住宅等の新築における完了検査率	97% (R6)	99% (R12)

### 【市街地における安全性の確保】

- 市街地における道路空間には、避難路・救援路（災害発生時に被災者の避難及び救助のための通路）や、災害遮断（災害の拡大を抑え遮断するための空間）等の都市防災機能があるため、今後も着実に改良を進める。 *（県土マネジメント部道路建設課）*
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。 *（県土マネジメント部道路建設課）*
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する。 *（まちづくり推進局建築安全課）*

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
都市計画道路（事業箇所）の整備率	13% (R6)	82% (R12)
電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送路における無電柱化着手率	2% (R6)	6% (R12)

### 【帰宅困難者対策】

- 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特徴を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）や企業等に対する啓発や、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく取組の推進、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練などを行う。（防災統括室、観光局観光戦略課）

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生を防ぐ

### 【流域全体に関わる関係者が協働して行う流域治水の推進】

- 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難指示等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策を推進する。（県土マネジメント部河川整備課）
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全を目的に平成24年度から取組をはじめており、今後も効果的・組織的な取組を進める。（食農部農村振興課）
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。（県土マネジメント部河川整備課）
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。（県土マネジメント部河川整備課）
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する。（県土マネジメント部河川整備課）

### <重要業績評価指標（KPI）>

	現状値	目標値
浸水常襲地域における減災対策実施率	76%(R6)	83%(R12)
奈良県平成緊急内水対策の100年に1度の大雨に耐える貯留量	157,400 m <sup>3</sup> (R6)	300,000 m <sup>3</sup> (R12)
水田貯留の実施面積	77.9ha(R6)	100ha(R12)

### 【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 平成27年の水防法改正を受け想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図は、水位周知河川である23河川の全てについて令和2年3月に公表しているが、水防法に定めのない小規模河川についても、住民に対して、きめ細かく水害リスクを周知するため、小規模河川の洪水浸水想定区域図作成を進めていく。*(県土マネジメント部河川整備課)*
- より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

	現状値	目標値
危機管理型水位計の設置数	68箇所(R6)	68箇所(R12)
簡易型河川監視カメラの設置数	69箇所(R6)	69箇所(R12)

### 【ため池の防災対策】

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する。*(食農部農村振興課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

	現状値	目標値
防災重点農業用ため池の調査進捗率	58%(R6)	85%(R12)
防災重点農業用ため池の防災対策着手率	44.6%(R6)	80%(R12)

## 1-3 大規模な土砂災害(深層崩壊等)による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生を防ぐ

### 【土砂災害対策の推進】

- 紀伊半島大水害等、近年の土砂災害を教訓として、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な対策を推進するため、紀伊半島大水害や平成30年7月豪雨等、近年の土砂災害を教訓として策定した奈良県土砂災害対策施設整備計画(令和6年12月改定)に基づき、土砂災害特別警戒区域(レッド区域)内の24時間利用の要配慮者利用施設の保全や避難所に対して区域外への移転を指導するとともに、奈良県土砂災害緊急安全確保対策事業の活用を促し、移転困難な避難所については保全を実施する。また、緊急輸送道路でもある紀伊半島アンカールートの保全を優先して実施する。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した栗平地区等 4 地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告や改善命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査を行う。**（まちづくり推進局建築安全課）**

<重要業績評価指標（K P I）>

土砂災害特別警戒区域内に立地する「24時間利用の要配慮者利用施設」や「代替性のない避難所」、「緊急輸送道路（アンカールート等）」を保全する対策の着手数

現状値

目標値

47 箇所(R6)

69 箇所(R11)

**【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】**

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、令和2年3月に完了した全県における区域指定に引き続き、地形改変等のあった箇所や新規箇所における2巡目基礎調査を行う。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難の体制構築を行う。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、県で実施中の2巡目基礎調査を反映した市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練の実施主体である市町村を支援する。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**

<重要業績評価指標（KPI）>

土砂災害防止法に基づく2巡目基礎調査の対象  
箇所のうち調査を実施した箇所の割合

現状値

15%(R6)

目標値

50%(R12)

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生を防ぐ

【デジタル技術等を活用した災害時の確実な情報伝達】

- 現在全ての市町村において具体的な発令基準を定めているが、市町村が災害時に円滑に基準を運用し、適切な避難指示等の発令が行えるよう、訓練などを通して引き続き支援する。**（防災統括室、県土マネジメント部河川整備課）**
- 奈良県災害リスク情報システムをより一層、警戒避難行動に活用いただけるように、引き続き、啓発活動等により市町村及び住民の方に対して、システム活用に関する周知を図る。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 迅速な避難に役立つ土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域、法規制箇所などをより効果的に発信・提供するため、新たなリスク情報の公表や情報発信ツールの改善を行うなど、引き続き、市町村及び住民への避難行動に役立つ情報の効果的な発信を推進する。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 市町村と連携し、県営都市公園のオープンスペースについて避難経路や避難地としての活用を図り、来園者の安全な避難誘導のため、園路のバリアフリー化を推進する。**（まちづくり推進局公園企画課）**
- 市町村が発令する避難指示等の防災情報を、県防災情報システムを活用してLアラートや防災ポータルを通じて住民に迅速かつ的確に情報伝達するため、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。**（防災統括室）**
- 県内の市町村、消防機関及び防災関係機関における相互の非常通信として、有線回線、衛生回線及び衛星携帯電話回線による県防災行政通信ネットワークシステムを平成29年度から運用開始しており、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。**（防災統括室）**
- 救助活動の効率化・円滑化のため、災害時における安否不明者等の氏名等を公表できるよう、市町村とともに安否情報の提供体制を構築しておく。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する。**（防災統括室）**
- 災害時のアクセス集中による接続障害を回避するため、自治体情報セキュリティクラウドにCDN機能を整備し、ホームページ情報を別サーバにキャッシュすることで、安定した情報発信を可能とする。**（総務部デジタル管理室）**

- 災害発生時に、過疎地や辺地など地理的に条件不利な地域において、携帯電話等を利用可能とするため、国、通信事業者に働きかけることで、携帯電話基地局の整備促進に取り組む。**（総務部デジタル戦略課）**

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
水害等に対する市町村のタイムライン策定率	100%(R6)	100%(R12)
危機管理型水位計の設置数	68 箇所(R6)	68 箇所(R12)
簡易型河川監視カメラの設置数	69 箇所(R6)	69 箇所(R12)
まちづくり推進局・観光局所管公園施設の バリアフリー化率 （＝基準適合公園施設数/全公園施設数）	69.4%(R6)	100%(R10)
県及び県内全市町村でCDNを運用する(事情により別事業にてCDNを導入している市町村を含む)	40 団体(R6)	40 団体(R12)

### 【要配慮者支援対策】

- 市町村職員や避難支援等関係者に対し、平時における避難行動要支援者名簿の提供や個別避難計画の作成について、個々の課題を把握したうえで避難支援の実効性を高めるために必要なノウハウの提供を行う。**（福祉保険部地域福祉課）**
- 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなっており、計画の有無等を把握し、監査実施時等に詳細を確認しているものもあるが、引き続き、必要に応じて計画の作成や見直しを働きかける。**（福祉保険部障害福祉課、介護保険課、こども・女性局こども保育課、こども家庭課）**
- 市町村職員や福祉関係者に対し、福祉避難所の設置の必要性についての意識付けや開設・運営に必要なノウハウの提供を行う。**（福祉保険部地域福祉課）**
- 災害時に被災外国人が持つニーズを迅速・的確に把握、それに応じた支援を行うため、市町村や関係機関等と連携し、災害時の通訳・翻訳ボランティアを派遣する体制を整備する。**（総務部国際課）**
- 在留外国人の防災意識を高めるため、災害・防災情報の多言語化や提供ツールの多様化、地域における防災活動への外国人住民の参加促進等に取り組むとともに、市町村や関係機関等と連携し災害に備えた体制を整備する。**（総務部国際課）**
- 在留外国人に向け、避難行動を取るために必要となる防災情報を、住民に最も身近な存在である市町村が多言語化し、確実に提供することにより、災害時における対応・体制を住民に伝え、個々でも備えてもらう。**（総務部国際課）**

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
個別避難計画の作成市町村数	37 市町村(R6)	39 市町村(R11)

福祉避難所の設置数	308 箇所 (R6)	346 箇所 (R11)
災害時通訳・翻訳ボランティア登録者数	54 名 (R6)	200 名 (R12)
災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修参加者数	550 名 (R6)	1200 名 (R12)
災害時外国人支援にかかる行政職員研修等参加者数	110 名 (R6)	290 名 (R12)
行政・生活情報多言語化支援補助金	-	8 市町村 (R12)

### 【都市公園の整備や老朽化対策の推進】

- 一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備の推進や、市町村に対しての防災機能を有する都市公園の技術的な助言等を行う。*(まちづくり推進局公園企画課)*
- 公園施設について今後さらに進む老朽化に対する安全対策の強化及び既存ストックの長寿命化を図るため、適切な施設点検・維持補修等の予防保全型管理を推進する。*(まちづくり推進局公園企画課)*

### 【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が「自らの命は自らで守る」意識のもと、日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが重要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。*(防災統括室、県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。*(防災統括室)*
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る。特に防災訓練では、授業以外の時間帯や天候、避難場所等にバリエーションをもたせた訓練など、より実践的な訓練の推進を図る。*(教育委員会体育健康課)*
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る。*(教育委員会体育健康課)*
- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。*(防災統括室)*

### <重要業績評価指標 (K P I) >

	現状値	目標値
防災総合訓練における避難所運営訓練実施件数	年 1 回 (R6)	2 年に 1 回 (R12)
学校における防災訓練の実施率	100% (R6)	100% (R12)
教員の防災研修の受講者数 (年間)	136 人 (R6)	160 人 (R12)

## 2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

### 2-1 広域的な被災による救助・救急・支援活動の遅延を防ぐ

#### 【南部中核拠点の整備】

- 県の中核的な広域防災拠点として、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送の機能を備えた南部中核拠点を五條市に整備する。  
また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、県内被災地はもとより、甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸部への支援のため、近隣府県等へ派遣される応援部隊のベースキャンプ等として活用する。 **(防災統括室)**

#### 【道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。  
また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 **(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)**

#### 【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

##### ■ 紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（(仮称) 奈良北IC～郡山下ツ道JCT間）

大和御所道路（橿原北IC～橿原高田IC間）

国道168号五條新宮道路

新天辻工区、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、十津川道路(Ⅱ期)

国道169号奈良中部熊野道路

御所高取バイパス、高取バイパス、伯母峯峠道路、下北山村前鬼～上池原

##### ■ その他の骨格幹線道路

国道168号王寺道路、香芝王寺道路、小平尾バイパス

国道369号大保道路、県道枚方大和郡山線中町工区、県道天理王寺線長楽工区、

県道結崎田原本線結崎～三河工区、県道桜井吉野線百市工区、

(都) 西九条佐保線、(都) 城廻り線 など

＜重要業績評価指標（K P I）＞	現状値	目標値
骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率	46% (R6)	58% (R12)
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77% (R6)	81% (R12)
紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率	56% (R6)	62% (R12)

### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。（県土マネジメント部道路マネジメント課）

＜重要業績評価指標（K P I）＞	現状値	目標値
道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率	50% (R6)	100% (R12)

## 2-2 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞を防ぐ

### 【非常用物資の確保】

- 家庭や企業等においては7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む。（防災統括室）
- 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄を組み合わせながら、安定供給に取り組む。また、災害時に物資が不足する被災地へ迅速に供給できるよう、県と市町村間で保有する現物備蓄について、品目や数量を定期的に確認し情報共有を行う。（防災統括室）
- 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす。（医療政策局業務・衛生課）
- 災害発生時においても、食料等必要な物資を継続して安定的に供給するために、施設の安全性や耐震性を確保するとともに、事業継続性を確保できるよう市場施設の再整備事業を推進する。（食農部中央卸売市場再整備推進室）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
住民向け広報誌等における非常用物資備蓄の啓発実施件数	年1回(R6)	年1回(R12)
取扱品目、流通経路等を把握した販売業者率	100%(R6)	100%(R12)

### 【救援物資等の搬送の確保】

- 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、必要に応じて救援物資対応マニュアルの更新等を実施する。**（産業部総務課）**
- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が実効性を維持できるように対応する。**（産業部経営支援課）**

## 2-3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞を防ぐ

### 【警察機能の強化】

- 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する。**（警察本部警備課）**
- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する。**（警察本部交通規制課）**
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。**（警察本部警備課）**
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の更なる整備を行い、耐災害性の向上及び機能を強化する。**（警察本部警備課）**
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。（現在、耐用年数（木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年）を経過した交番・駐在所は41ヶ所（令和6年度）となっている。）**（警察本部地域課）**
- 警察施設（交番・駐在所）を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署等との情報ネットワーク化を図る。**（警察本部地域課）**
- 老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備することにより、施設の機能停止を予防し、災害時における避難路や緊急輸送路を確保する。**（警察本部交通規制課）**

<重要業績評価指標 (K P I) >	現状値	目標値
停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数	98 台 (R6)	104 台 (R12)
警察施設 (交番・駐在所) の情報ネットワーク整備率	88.73% (R6)	100% (R12)

### 【消防力の強化】

- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。 (消防救急課)
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態・規模による訓練を実施し、県外への応援活動及び県外からの緊急消防援助隊の受入体制を、より実効性の高いものにする。 (消防救急課)
- 南海トラフ巨大地震などの大規模災害をはじめとする被災現場において、的確に判断できる消防職員・団員を育成するため、消防学校を移転整備し、教育訓練内容の充実・強化を図る。また、災害対応において県南部の核となる南部中核拠点との一体的に整備し、災害時には消防学校施設を有効活用する。 (消防救急課)

<重要業績評価指標 (K P I) >	現状値	目標値
県内の消防団員数	7,434 人 (R6)	7,434 人 (R12)
救急隊のうち救急救命士運用割合	100% (R6)	100% (R12)
緊急消防援助隊の登録数	90 隊 (R6)	95 隊 (R10)
消防本部・消防署の耐震化率	100% (R6)	100% (R12)

### 【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する。 (防災統括室)
- 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく。 (防災統括室)

<重要業績評価指標 (K P I) >	現状値	目標値
奈良県災害対策本部事務局訓練の実施件数	年 1 回 (R6)	年 1 回 (R12)
奈良県防災総合訓練の実施件数	年 1 回 (R6)	2 年に 1 回 (R12)

### 【自主防災力の強化】

- 自主防災アドバイザー派遣事業（令和6年～）などを通じて様々な啓発を行っており、県内の自主防災組織率は88.5%（令和6年4月現在）で、全国平均（85.4%）を上回っている。引き続き、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。（*防災統括室*）
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材（防災リーダー、防災士）を養成する。（*防災統括室*）

#### <重要業績評価指標（KPI）>

	現状値	目標値
自主防災（防犯）リーダー研修修了者数	3,420人(R6)	4,620人(R12)
防災士数	4,464人(R6)	6,000人(R12)

## 2-4 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生を防ぐ

### 【医療救護活動の促進】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する。（*医療政策局地域医療連携課*）

#### <重要業績評価指標（KPI）>

	現状値	目標値
県内DMATチーム数	26チーム(R6)	37チーム(R12)

### 【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する。（*医療政策局地域医療連携課*）

#### <重要業績評価指標（KPI）>

	現状値	目標値
災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化率	84%(R6)	89.3%(R12)

### 【広域災害救急医療情報システム（EMIS）の運用による医療機関情報の共有】

- 災害発生時、厚生労働省が運用する広域災害救急医療情報システム（EMIS）を利用し、医療機関の受入可能情報及び被災状況について情報共有を図る。（医療政策局地域医療連携課）

### 【食中毒・感染症等の対策】

- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。（医療政策局疾病対策課）
- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。（福祉保険部総務課（各保健所））
- 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う。（医療政策局業務・衛生課）

### 【発災後の遺体捜索、検視・検案、収容及び火葬等】

- 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する。（警察本部捜査第一課）
- 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、被災していない市町村に対して広域火葬の応援を依頼する。（医療政策局業務・衛生課）

### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進する。また、市町村が管理する道路施設の老朽化対策の取組に対する市町村支援を行う。（県土マネジメント部道路マネジメント課）

#### <重要業績評価指標（KPI）>

	現状値	目標値
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77%(R6)	81%(R12)
紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所対策着手率	56%(R6)	62%(R12)

### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。*(県土マネジメント部道路マネジメント課)*

#### <重要業績評価指標（KPI）>

道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率

現状値

50%(R6)

目標値

100%(R12)

### 【汚水処理機能継続の確保】

- 現在、浄化槽により汚水処理を行っている下水道未整備区域において、災害時（家屋や施設の被災、電源喪失等）にあっても汚水処理機能継続を確保するため、下水道管渠等の整備を推進する。*(県土マネジメント部下水道マネジメント課)*

## 2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生を防ぐ

### 【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る。*(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)*
- 平常時からの情報共有、災害訓練参加等を含めた、避難所へのLPガスの優先的供給に関する協定を各市町村が各LPガス協会支部と締結するよう支援する。*(消防救急課)*

### 【道路ネットワークの強靱化】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。*(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)*

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率	46% (R6)	58% (R12)
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77% (R6)	81% (R12)
紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率	56% (R6)	62% (R12)

### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。（県土マネジメント部道路マネジメント課）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率	50% (R6)	100% (R12)

### 【孤立化防止のための土砂災害対策】

- 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、17集落が孤立したほか、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。（県土マネジメント部砂防・災害対策課）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
土砂災害特別警戒区域内に立地する「24時間利用の要配慮者利用施設」や「代替性のない避難所」、「緊急輸送道路（アンカールート等）」を保全する対策の着手数	47箇所 (R6)	69箇所 (R11)

### 【ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施】

- 孤立可能性集落に係る対策として市町村が確保した臨時ヘリポートについて、定期的に状況確認を行う。（防災統括室）

### 【奈良県ヘリポートの管理・運営の強化】

- 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う。(県土マネジメント部リニア・地域交通課)

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐ

### 【災害時の避難所整備と運営の改善】

- 現在全ての市町村において指定緊急避難場所・指定避難所が指定されているが、新型コロナウイルス感染症等に対応するためにも、県有施設や民間施設の活用及び隣接市町村間の避難者受入等に留意し、十分な避難所数の確保に向けた支援を行う。(防災統括室)
- 各市町村における「避難所運営マニュアル」の策定・充実のため、新型コロナウイルス感染症等に備えた内容となるよう留意しながら、必要な助言等の支援を行う。(防災統括室)
- 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、現物備蓄等による衛生用品等の確保に取り組むことで避難所における生活環境を整備する。(防災統括室)
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。(医療政策局疾病対策課)
- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。(福祉保険部総務課(各保健所))

### <重要業績評価指標 (KPI)>

市町村における避難所運営マニュアル策定率

現状値

89.7%(R6)

目標値

100%(R12)

## ○基本目標 2：県民の生活を守る

### 3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

#### 3-1 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐ

##### 【県有施設等の耐災害性の強化】

- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、耐震対策がなされていない建築物に対して、引き続き耐震化を促進する。*（まちづくり推進局建築安全課、営繕課）*
- 平成28年度に県有施設の既設非常用発電設備の更新を行ったが、定期的な運用試験等により安定した運用を維持する。*（防災統括室）*
- 災害時に奈良県に派遣されるリエゾンが使用するための端末を確保し、リエゾン端末利用環境整備訓練を引き続き実施する。*（総務部デジタル管理室）*
- 県、市町村、国、独立行政法人、一部事務組合等の関係機関を結ぶ情報通信基盤の耐災害性を高めるため、非常用電源としてUPS（無停電電源装置）を設置する。*（総務部デジタル管理室）*
- 南部および東部地域におけるネットワークの強化を図るため、異なる経路による回線の引き込みを実施し、回線の二重化を行うことで、より高い耐災害性を確保する。*（総務部デジタル管理室）*
- 職員が使用する行政端末のモバイル化を行い、災害時に執務場所に依存しない環境を整備する。*（総務部デジタル管理室）*
- 災害時等に遠隔地とWEB会議が開催できる環境を整備する。*（総務部デジタル管理室）*
- 職員が使用するファイルサーバについて、サーバを関西圏と関東圏の双方に配備する冗長構成とし、災害に対応した環境を整備する。*（総務部デジタル管理室）*

##### 【業務継続体制の整備】

- 必要に応じ業務継続計画を見直し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画の見直しについても促進する。*（防災統括室）*
- 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。*（防災統括室）*

##### 【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度職位基本研修において、防災研修や危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよ

う検討し、継続して実施する。(総務部キャリア・ワーク・サクセスセンター)

- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る。(防災統括室)
- 大規模災害発生時、被害情報の収集及び支援ニーズの把握等のため、被災市町村役場に派遣する県災害時緊急連絡員に関する体制を整備する。(防災統括室)
- 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化が進んでいる状況であり、被災時に応急危険度判定を確実に実施するため、新たな判定士を養成し確保する。(まちづくり推進局建築安全課)

#### <重要業績評価指標 (K P I) >

	現状値	目標値
職位基本研修での防災関係研修の修了者の累積人数	1,183名(R3~R6)	2,700名(R12)
市町村職員に対する防災研修等の実施件数	年1回(R6)	年3回(R12)
被災建築物応急危険度判定士登録者数	859名(R6)	1,000名以上維持(R12)

#### 【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化】

- 大規模災害時に都道府県・市町村間での応援・受援体制を円滑に行うため、自治体間の密な連携に努めるとともに、県内市町村の受援計画(受援マニュアル)の整備を促進する。(防災統括室)

### 3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下を防ぐ

#### 【企業防災活動等の促進】

- 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る。(産業部産業創造課)
- 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る。(産業部経営支援課)

#### 【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るた

めの金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する。**（産業部経営支援課）**

＜重要業績評価指標（K P I）＞	現状値	目標値
被災中小企業の資金需要に応じた制度融資枠の確保	950 億円 (R6)	350 億円 (R12)

### 【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する。**（産業部産業創造課）**

＜重要業績評価指標（K P I）＞	現状値	目標値
企業立地件数	46 件 (R6)	120 件 (R5～R8)

### 【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。
- また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。**（県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課）**

＜重要業績評価指標（K P I）＞	現状値	目標値
骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率	46% (R6)	58% (R12)
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77% (R6)	81% (R12)
紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率	56% (R6)	62% (R12)

### 【人流・物流ルートを支える道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。*（県土マネジメント部道路マネジメント課）*

#### <重要業績評価指標（KPI）>

道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率

現状値

50%(R6)

目標値

100%(R12)

### 【企業活動継続のための流域治水対策】

- 浸水被害から企業や工業団地が集積する市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難指示等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策を推進する。*（県土マネジメント部河川整備課）*

#### <重要業績評価指標（KPI）>

浸水常襲地域における減災対策実施率

現状値

76%(R6)

目標値

83%(R12)

奈良県平成緊急内水対策の100年に1度の大雨に耐える貯留量

157,400 m<sup>3</sup>(R6)

300,000 m<sup>3</sup>(R12)

## 4. ライフラインや交通ネットワーク等の確保

### 4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐ

#### 【多様なエネルギー供給源の確保】

- 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る。 *(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)*
- 現在あるSSの継続運営が図れるよう、他府県での先進事例の研究、県内での導入可能性の検討など、対象市町村と連携した取り組みを行う。 *(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)*
- 事業所での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、産業活動における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。 *(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)*
- 家庭での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、家庭生活における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。 *(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

固定買取価格制度 (FIT制度) による

再生可能エネルギー設備容量

太陽熱利用システム導入件数

事業用コージェネレーションシステム導入量

現状値

目標値

696,917kW (R5) 1,075,000kW (R12)

4,224 件 (R5) 4,700 件 (R12)

81,008kW (R5) 81,650kW (R12)

#### 【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る。 *(防災統括室)*
- 平常時からの情報共有、災害訓練参加等を含めた、避難所へのLPガスの優先的供給に関する協定を、各市町村が各LPガス協会支部と締結するよう支援する。 *(消防救急課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

奈良県ライフライン防災対策連絡会の情報共有発信訓練回数

現状値

目標値

年1回 (R6)

年1回 (R12)

## 4-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止を防ぐ

### 【水道施設の耐震化等】

- 水道施設の耐震化への対応及び老朽化対策の促進に向けて支援を行う。 *(環境森林部水・大気環境課)*

### 【下水道施設の耐震化、老朽化対策等】

- 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する。また、市町村の下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う。 *(県土マネジメント部下水道マネジメント課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

下水道システムの急所施設(処理場の揚水機能)の耐震化率

現状値

25%(R6)

目標値

100%(R12)

### 【農業集落排水施設の耐震化】

- 農業集落排水施設の最適整備構想に基づき施設の点検、改築、更新等を団体営事業で実施していく。 *(食農部農村振興課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

最適整備構想に基づく施設の点検、改築、更新地区数

現状値

0施設(R6)

目標値

9施設(R12)

## 4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止を防ぐ

### 【道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。  
また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 *(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)*

- 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、17集落が孤立したほか、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する。**（食農部農村振興課）**
- 市町村管理の農道橋については、機能診断を実施し個別施設計画に基づき施設の改築等を団体営事業で実施していく。**（食農部農村振興課）**
- 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する。**（環境森林部県産材利用推進課）**

**<重要業績評価指標（KPI）>**

	現状値	目標値
骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率	46% (R6)	58% (R12)
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77% (R6)	81% (R12)
紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率	56% (R6)	62% (R12)
農道整備事業の完了地区数	99 地区 (R6)	101 地区 (R12)
個別施設計画に基づく農道橋の改築の必要性を調査する橋梁点検数	0 箇所 (R6)	12 箇所 (R12)
起終点が他の道路と接続し、迂回路機能を持つ林道の路線数	32 路線 (R6)	34 路線 (R12)

**【道路施設の老朽化対策の着実な推進】**

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。**（県土マネジメント部道路マネジメント課）**

**<重要業績評価指標（KPI）>**

	現状値	目標値
道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率	50% (R6)	100% (R12)

**【リニア中央新幹線 三重・奈良・大阪ルート of 早期全線整備】**

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアにつ

いては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。さらに、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り奈良市附近を経過地とした三重・奈良・大阪ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、今後より一層信頼関係に基づいた実務的な協力関係を強化していく。**（県土マネジメント部リニア・地域交通課）**

## 5. 二次災害の防止

### 5-1 ため池、ダム、堰堤、堤防等の損壊や機能不全による二次災害の発生を防ぐ

#### 【老朽化した農業用ため池の改修の促進等】

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する。*(食農部農村振興課)*

#### <重要業績評価指標 (KPI)>

	現状値	目標値
防災重点農業用ため池の調査進捗率	58% (R6)	85% (R12)
防災重点農業用ため池の防災対策着手率	44.6% (R6)	80% (R12)

#### 【河川施設の老朽化対策、耐震化の推進】

- 県管理ダム等の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### 【砂防施設の老朽化対策の推進】

- 県管理砂防関係施設の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進する。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*

#### 【堤防等の損壊に備えた対策の推進】

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策や既存堤防の質的改良を推進する。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### 【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域全体において、国に

よる土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**

- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる。**（県土マネジメント部河川整備課）**

## 5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ

### 【農地・森林の保全・整備】

- 中山間地域等の耕作放棄の発生予防や営農の維持を継続していく。**（食農部農村振興課）**
- 農地や農業用施設を適正に維持管理していくために集落単位で実施する基礎的な保全活動を継続していく。**（食農部農村振興課）**
- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。**（環境森林部県産材利用推進課）**
- 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する。また、その制度を担う人材を奈良県フォレスターアカデミーにおいて養成する。**（環境森林部森林環境課）**

#### <重要業績評価指標（K P I）>

	現状値	目標値
中山間直接支払事業取り組み面積	2,780ha (R6)	2,900ha (R12)
多面的機能支払事業の農地維持支払い取り組み面積	5,703ha (R6)	6,100ha (R12)
間伐等の森林整備実施面積	2,458ha (R6)	6,100ha (R12)
奈良県フォレスターアカデミー卒業者数	60人 (R6)	152人 (R12)

### 【農業水利施設の機能保全】

- 農地及び老朽化した農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業により実施している。引き続き、農地・農業水利施設を整備する。**（食農部農村振興課）**
- 河川に設置されている農業用井堰における機能保全計画を策定する。**（食農部農村振興課）**

#### <重要業績評価指標（K P I）>

	現状値	目標値
基盤整備事業の完了地区数	15地区 (R6)	18地区 (R12)

県が造成した基幹的水利施設の機能保全計画に基づく更新数	4 地区 (R6)	5 地区 (R12)
河川に設置されている井堰の対策着手数	14 箇所 (R6)	22 箇所 (R12)

### 【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。**（環境森林部県産材利用推進課）**

## ○基本目標 3：迅速な復旧・復興を可能にする

### 6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

#### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

##### 【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 国が策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。*(環境森林部廃棄物対策課)*
- 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する。*(環境森林部廃棄物対策課)*

##### <重要業績評価指標 (KPI)>

	現状値	目標値
災害廃棄物処理計画の策定率	82% (R6)	100% (R12)
ストックヤード計画・確保率	69.2% (R6)	100% (R12)

##### 【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する。*(環境森林部廃棄物対策課)*

##### <重要業績評価指標 (KPI)>

	現状値	目標値
ごみ焼却施設における災害時自立稼働率	5.3% (R6)	33% (R12)

##### 【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、訓練の実施を推進する。*(環境森林部廃棄物対策課)*

<重要業績評価指標（K P I）>

県が実施する災害廃棄物対策教育・訓練（図上訓練）における市町村参加率

現状値

56.4%(R6)

目標値

100%(R12)

6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐ

【インフラ施設におけるデジタル技術やデータの活用推進】

- 道路の安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図るため、道路台帳、道路占用台帳のデジタル化や、道路情報表示システムの一元化等、新技術の積極的な活用をしながら、効率的・効果的な維持・管理を推進する。（県土マネジメント部道路マネジメント課）
- 樋門の遠隔操作やカメラを活用した遠隔監視等により、河川管理の効率化・省力化を図る。（県土マネジメント部河川整備課）
- 迅速な避難に役立つ土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域、法規制箇所などをより効果的に発信・提供するため、新たなリスク情報の公表や情報発信ツールの改善を行うなど、引き続き、市町村及び住民への避難行動に役立つ情報の効果的な発信を推進する。（県土マネジメント部砂防・災害対策課）
- 下水道施設の点検・調査について、自走式テレビカメラやドローン等のデジタル技術を活用し、効率的・効果的な維持管理を推進する。（県土マネジメント部下水道マネジメント課）
- A Iカメラによる混雑状況等の情報発信などデジタル技術を活用した公園施設の効率的・効果的な維持管理を推進する。（まちづくり推進局公園企画課）

【オンラインを活用した受発注者の業務の効率化】

- 受発注者の業務の効率化を図り、働き方改革を進めるため、これまでの対面主義からオンラインを活用した工事情報の共有などを進め、インフラ整備の担い手である建設業者と発注者の業務の効率化を推進する。（県土マネジメント部技術管理課）

【建設工事におけるICT活用の普及拡大】

- 生産性向上を図るため、工事施工での「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品と検査」等に取り組み、建設工事でのICT活用拡大を推進する。（県土マネジメント部技術管

理課)

### 【建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。 (県土マネジメント部建設産業課)

### 【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務についてあらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する。 (関係部局)

## 6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態を防ぐ

### 【大規模災害時における応急仮設住宅の建設候補地の抽出や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設候補地の抽出や関係団体等との連携の取組を進める。 (まちづくり推進局住宅課)

### 【DPAT（災害派遣精神医療チーム）の設置促進】

- 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の設置を促進する。 (医療政策局疾病対策課（精神保健福祉センター）)

<重要業績評価指標（KPI）>

DPAT（災害派遣精神医療チーム）登録病院数

現状値

2病院(R6)

目標値

7病院(R12)

### 【DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制強化】

- 発災時、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者は、生活機能の低下や要介

護度の重度化などの二次被害が生じる可能性があり、これらの福祉ニーズに対応するためDWA T（災害派遣福祉チーム）による支援体制を強化する。（福祉保険部総務課）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
DWA T（災害派遣福祉チーム）登録者数	172 人(R6)	180 人(R11)

#### 【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者のための研修機会の拡充等を図る。（防災統括室）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
市町村対象の被害認定調査研修会受講者数（累計）	616 名(R6)	750 名(R12)

#### 【災害ボランティア活動等の支援】

- 能登半島地震を機に災害ボランティアの重要性への認識が高まっている。今後の大規模災害に備え、新たな担い手の掘り起こしに加え、災害ボランティア登録者への研修や情報提供を継続的に実施する。（地域創造部県民くらし課）
- 今後起こり得る県内での大規模災害に備え、企業やNPO 法人など多様な主体による迅速かつ効果的な被災地支援を可能とするため、災害中間支援組織による実践的な災害支援実施体制の構築を図る。（地域創造部県民くらし課）
- 大規模災害では複数市町村にわたる被災が想定されるため、市町村広域での災害支援ネットワークの構築を図るとともに、県外からの支援団体の広域での受入体制を整備する。（地域創造部県民くらし課）

#### 【生活再建に向けた事前の備え】

- 地震保険、火災保険及び共済等は被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して保険等制度の普及促進を図る。（防災統括室、消防救急課）

<重要業績評価指標（K P I）>	現状値	目標値
地震保険世帯加入率	36.1%(R6)	40%(R12)

### 【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する。 *(食農部農村振興課)*

#### <重要業績評価指標 (K P I) >

地籍が明確化された面積

現状値

472 km<sup>2</sup> (R6)

目標値

515 km<sup>2</sup> (R12)

### 【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。

また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 *(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)*

#### <重要業績評価指標 (K P I) >

骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率

現状値

46% (R6)

目標値

58% (R12)

緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率

77% (R6)

81% (R12)

紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率

56% (R6)

62% (R12)

### 【人流・物流ルートを支える道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。 *(県土マネジメント部道路マネジメント課)*

#### <重要業績評価指標 (K P I) >

道路施設（2巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率

現状値

50% (R6)

目標値

100% (R12)

#### 6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失を防ぐ

##### 【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、令和2年7月に文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的に「奈良県文化財防火対策推進条例」を制定しており、災害時における文化財の被害低減を図るため、保存修理や環境整備などの整備を着実に実施するとともに、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。（**地域創造部文化財課**）

##### <重要業績評価指標（KPI）>

県指定文化財（建造物）の防災設備の設置率

現状値

72.6%(R6)

目標値

75%(R12)

## 第5章 PDCAサイクルによる計画の推進

---

本計画の進捗状況を把握し、PDCAサイクルを繰り返し行うため、奈良県国土強靱化アクションプランを策定する。

奈良県国土強靱化アクションプランに掲載される事業の進捗状況等を、重要業績評価指標（KPI）等により定量的に管理したうえで、必要に応じ、概ね5年ごとに本計画の見直しを行う。

また、今般の計画の見直しを受け、関係する計画等の必要な見直しを行うものとする。

# (別紙1) 脆弱性評価結果

## ○基本目標1：人命を守る

### 1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

#### 1-1 地震による建物・交通施設等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【評価結果】

##### 【建物・交通施設等の耐震化】

- 奈良県耐震改修促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を進めているところであるが、市町村の補助を活用した耐震診断・耐震改修の実績はあるものの住宅及び多数の者が利用する民間建築物目標耐震化率の達成には至っていない。地震被害を軽減するため、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、耐震化の取組を進める必要がある。*(まちづくり推進局建築安全課)*
- 公立小中学校施設の耐震化率は令和7年4月1日現在100%を達成しているが、避難所として利用されることもある屋内運動場等（体育館・武道場・講堂・屋内プール）の吊り天井等の落下防止対策実施率は98.7%に留まっているため、対策実施の一層の促進を図る必要がある。*(教育委員会学校支援課)*
- 令和7年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、100%（高等学校100%、特別支援学校100%）である。高等学校については、全国的に見ても耐震化率が低かったことから、平成25年度から29年度までを耐震化整備集中期間とし耐震化を進め、平成30年度以降も引き続き計画的に耐震化を進めており、令和4年度末に耐震化率100%を達成。今後、非構造部材についても点検を継続して行い、耐震対策の充実を図る必要がある。*(教育委員会学校支援課)*
- 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する必要がある。*(福祉保険部障害福祉課、介護保険課、こども・女性局こども保育課、こども家庭課)*
- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を推進する必要がある。*(県土マネジメント部道路マネジメント課)*
- 鉄道施設の被害を未然に防止し、倒壊等による被害の拡大を防ぐため、鉄道事業者が実施する鉄道駅等の耐震化を促進する必要がある。*(県土マネジメント部リニア・地域交通課)*

##### 【公営住宅の耐震化、老朽化対策の推進】

- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める必要がある。*(まちづくり推進局住宅課)*
- 県営住宅について、建替えに加え、公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の向上を図る必要がある。*(まちづくり推進局住宅課)*

##### 【住宅等における安全の確保】

- 住宅の地震時における家具の転倒防止対策等の普及・啓発を図る必要がある。*(防災統括室)*

- 住宅の新築において中間検査、完了検査を徹底させることにより法的確かな執行を確保、既存建築物について定期報告制度や防災査察による安全性等の確保をすることにより、出火防止対策を実施する必要がある。*(まちづくり推進局建築安全課)*
- 老朽化した空き家が増加する中で、地域の住民の安全を確保し住み続けられる地域づくりを進める観点から、市町村による空き家の再生や除却等を促進する必要がある。*(まちづくり推進局住宅課)*

#### 【市街地における安全性の確保】

- 市街地における道路空間には、避難路・救援路（災害発生時に被災者の避難及び救助のための通路）や、災害遮断（災害の拡大を抑え遮断するための空間）等の都市防災機能があるため、今後も着実に改良を進める必要がある。*(県土マネジメント部道路建設課)*
- 災害時等に倒壊した電柱や電線は、道路の通行を阻害し、生活物資の輸送や緊急車両の通行の支障となることから、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する必要がある。*(県土マネジメント部道路建設課)*
- 大地震時の宅地の安全性を確保するため、第1次スクリーニングとして大規模盛土造成地の概ねの位置や規模について調査を終え、大規模盛土造成地マップを公表した。今後、マップの周知を図るとともに、第2次スクリーニングを計画的に進めるために、調査の優先度を決定し、優先度の高い大規模盛土造成地から現場調査と安全性の検証を行う必要がある。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する必要がある。*(まちづくり推進局建築安全課)*

#### 【帰宅困難者対策】

- 県外就業率・就学率が高く、観光客が多いという本県の特性を踏まえ、県外就業者・就学者（県民）や企業等に対する啓発や、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく取組の推進、観光客向けの避難場所の確保、災害対応訓練などを行う必要がある。*(防災統括室、観光局観光戦略課)*

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

##### 【建物・交通施設等の耐震化】

- ・住宅の耐震化率 90%(R7)
- ・公立小中学校施設の耐震化率（屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率） 98.7%(R6)
- ・県立学校施設の耐震化率（高等学校・特別支援学校） 100%(R6)
- ・社会福祉施設の耐震化率（児童福祉施設） 90%(R6)
- ・社会福祉施設の耐震化率（障害者支援施設） 91%(R6)
- ・社会福祉施設の耐震化率（介護施設） 98%(R6)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77%(R6)
- ・鉄道駅の耐震補強完了率 95%(R6)

##### 【公営住宅の耐震化、老朽化対策の推進】

- ・県営住宅桜井団地の提供住戸数 89戸(R6)
- ・県営住宅売間団地及び檀原ニュータウン団地の移転世帯数 2世帯(R6)

##### 【住宅等における安全の確保】

- ・住宅等の新築における完了検査率 97%(R6)

### 【市街地における安全性の確保】

- 都市計画道路（事業箇所）の整備率 13%(R6)
- 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送路における無電柱化着手率 2%(R6)

## 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生

### 【評価結果】

#### 【流域全体に関わる関係者が協働して行う流域治水の推進】

- 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難指示等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策を推進する必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全を目的に平成24年度から取組をはじめており、今後も効果的・組織的な取組を進める必要がある。（食農部農村振興課）
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う必要がある。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）

#### 【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- 平成27年の水防法改正を受け想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図は、水位周知河川である23河川の全てについて令和2年3月に公表しているが、水防法に定めのない小規模河川についても、住民に対して、きめ細かく水害リスクを周知するため、小規模河川の洪水浸水想定区域図作成を進めていく必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）
- より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る必要がある。（県土マネジメント部河川整備課）

#### 【ため池の防災対策】

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する必要がある。（食農部農村振興課）

【重要業績評価指標（KPI）】

【総合的な治水対策である流域治水の推進】

- ・浸水常襲地域における減災対策実施率 76%(R6)
- ・奈良県平成緊急内水対策の100年に1度の大雨に耐える貯留量の確保率 157,400 m<sup>3</sup>(R6)
- ・水田貯留の実施面積 77.9ha(R6)

【洪水ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化】

- ・危機管理型水位計の設置数 68箇所(R6)
- ・簡易型河川監視カメラの設置数 69箇所(R6)

【ため池の防災対策】

- ・防災重点農業用ため池の調査進捗率 58%(R6)
- ・防災重点農業用ため池の防災対策着手率 44.6%(R6)

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者の発生と、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態の発生

【評価結果】

【土砂災害対策の推進】

- 今後、気候変動の影響による降雨量の増加等により、更に土砂災害が激甚化・頻発化することが懸念されていることから、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設の保全や避難所を保全する必要がある。また緊急輸送道路の保全についても優先して実施する必要がある。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した栗平地区等4地区における国による砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる必要がある。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる必要がある。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 木津川上流域においては、土石流危険渓流が集中していることから、安全な生活基盤の確保に向けた国による事業の実施を促進し、地域の安全・安心を向上させる必要がある。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 災害発生時、二次災害を防止するため、斜面の判定を行う斜面判定士を育成（全国砂防ボランティア協議会認定）する必要がある。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告や改善命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査を行う必要がある。**（まちづくり推進局建築安全課）**

### 【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、令和2年3月に完了した全県における区域指定に引き続き、地形改変等のあった箇所や新規箇所における2巡目基礎調査を行う必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難の体制構築を行う必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成（県で実施中の2巡目基礎調査を反映）、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*

### 【重要業績評価指標（KPI）】

#### 【土砂災害対策の推進】

- ・ 土砂災害特別警戒区域内に立地する「24 時間利用の要配慮者利用施設」や「代替性のない避難所」、「緊急輸送道路（アンカールート等）」を保全する対策の着手数 47 箇所(R6)

#### 【土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備】

- ・ 土砂災害防止法に基づく2巡目基礎調査の対象箇所のうち調査を実施した箇所の割合 15%(R6)

## 1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

### 【評価結果】

#### 【デジタル技術等を活用した災害時の確実な情報伝達】

- 現在全ての市町村において具体的な発令基準を定めているが、市町村が災害時に円滑に基準を運用し、適切な避難指示等の発令が行えるよう、訓練などを通して引き続き支援する必要がある。*(防災統括室、県土マネジメント部河川整備課)*
- 土砂災害に関する防災気象情報については、1 km メッシュごとに基準を設定するなど精度向上を図り、土砂災害危険度情報を奈良県災害リスク情報システムで情報提供しており、より一層、警戒避難行動に活用いただけるように、引き続き、市町村及び住民の方に対して、システム活用に関する周知を図る必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る必要がある。*(県土マネジメント部河川整備課)*
- 迅速な避難に役立つ土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域、法規制箇所などをより効果的に発信・提供するため、新たなリスク情報の公表や情報発信ツールの改善を行うなど、引き続き、市町村及び住民への避難行動に役立つ情報の効果的な発信を推進する必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- 市町村と連携し、県営都市公園のオープンスペースについて避難経路や避難地としての活用を図り、来園者の安全な避難誘導のため園路のバリアフリー化を推進する必要がある。*(まちづくり推進局公園企画課)*
- 市町村が発令する避難指示等の防災情報を、県防災情報システムを活用してアラートや防災ポータルを通じて住民に迅速かつ確実に情報伝達するため、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持

する必要がある。(防災統括室)

- 県内の市町村、消防機関及び防災関係機関における相互の非常通信として、有線回線、衛星回線及び衛星携帯電話回線による県防災行政通信ネットワークシステムを平成29年度から運用開始しており、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する必要がある。(防災統括室)
- 救助活動の効率化・円滑化のため、災害時における安否不明者等の氏名等を公表できるよう、市町村とともに安否情報の提供体制を構築しておく必要がある。その際、個人情報の取り扱いについて十分に配慮する必要がある。(防災統括室)
- 災害発生時は各団体ホームページへのアクセス集中が発生し、繋がりにくくなる現象が発生する。このような事態を回避するために、オリジナルのホームページサーバとは別のサーバにホームページの情報をキャッシュしておくことにより、アクセス集中を分散させるCDN機能(Content Delivery Network)を、令和5年3月更改の自治体情報セキュリティクラウドで整備し、災害時等においても情報発信を継続できる仕組みを構築する必要がある。(総務部デジタル管理室)
- 災害発生時に、過疎地や辺地など地理的に条件不利な地域において、携帯電話等を利用可能とするため、携帯電話基地局の整備を引き続き実施する必要がある。(総務部デジタル戦略課)

#### 【要配慮者支援対策】

- 市町村において平時から取り組む避難支援者等関係者への避難行動要支援者名簿情報の提供や個別避難計画の作成について、必要な支援を行う必要がある。(福祉保険部地域福祉課)
- 社会福祉施設は、非常災害時に対する避難計画を立てることとなっており、計画の有無等を把握し、監査実施時等に詳細を確認しているものもあるが、引き続き、必要に応じて計画の作成や見直しを働きかける必要がある。(福祉保険部障害福祉課、介護保険課、こども・女性局こども保育課、こども家庭課)
- 災害時、要配慮者に必要な支援を行うためには、福祉避難所の設置数を増やすとともに、機能を強化する必要がある。(福祉保険部地域福祉課)
- 在留外国人の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し、予め、外国人向け災害情報の伝達体制を構築・強化する必要がある。(総務部国際課)
- 災害発生時には、日本語理解が十分でない在留外国人が、必要な情報から取り残されることがないよう災害情報等の周知・伝達や避難誘導等に際し、迅速な多言語化などの体制の整備を行う必要があるとともに、避難所でも必要な情報を確実に伝えるための制度を構築する必要がある。(総務部国際課)
- 日常生活に関して行政が提供すべき防災情報は数多くあるものの、冗長でわかりにくい情報となってしまう可能性があり、一定の整理が必要である。(総務部国際課)
- 単に多言語化するだけでは在留外国人に伝わらない可能性が大きく、各市町村の実情を踏まえ、行政・生活情報をコンパクトにまとめたものに対する多言語化支援が必要である。(総務部国際課)

#### 【都市公園の整備や老朽化対策の推進】

- 一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備の推進や、市町村に対しての防災機能を有する都市公園の技術的な助言等を行う必要がある。(まちづくり推進局公園企画課)
- 公園施設について今後さらに進む老朽化に対する安全対策の強化及び既存ストックの長寿命化を図るため、適切な施設点検・維持補修等の予防保全型管理を推進する必要がある。(まちづくり推進局公園企画課)

#### 【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が「自らの命は自らで守る」意識のもと、日頃から災害に関

する知識を習得し、備えることが重要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する必要がある。**(防災統括室、県土マネジメント部砂防・災害対策課)**

- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する必要がある。**(防災統括室)**
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る必要がある。特に防災訓練では、授業以外の時間帯や天候、避難場所等にバリエーションをもたせた訓練など、より実践的な訓練の推進を図る必要がある。**(教育委員会体育健康課)**
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る必要がある。**(教育委員会体育健康課)**
- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する必要がある。**(防災統括室)**

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

##### 【デジタル技術等を活用した災害時の確実な情報の伝達】

- ・水害等に対する市町村のタイムライン策定率 100%(R6)
- ・危機管理型水位計の設置数 68 箇所(R6)
- ・簡易型河川監視カメラの設置数 69 箇所(R6)
- ・まちづくり推進局・観光局所管公園施設のバリアフリー化率（＝基準適合公園施設数/全公園施設数）69.4%(R6)
- ・県及び県内全市町村でCDNを運用する（事情により別事業にてCDNを導入している市町村を含む）40 団体(R6)

##### 【要配慮者支援対策】

- ・個別避難計画の作成市町村数 37 市町村(R6)
- ・福祉避難所の設置数 308 箇所(R6)
- ・災害時通訳・翻訳ボランティア登録者数 54 名(R6)
- ・災害時通訳・翻訳ボランティア養成研修参加者数 550 名(R6)
- ・災害時外国人支援にかかる行政職員研修等参加者数 110 名(R6)

##### 【防災知識の普及啓発・防災教育】

- ・防災総合訓練における避難所運営訓練実施件数 年1回(R6)
- ・シェイクアウト（県内一斉地震行動）訓練の参加登録者数（累計） 72,955 人(R6)
- ・防災講演会の開催件数 年0回(R6)
- ・学校における防災訓練の実施率 100%(R6)
- ・教員の防災研修の受講者数（年間） 136 人(R6)

## 2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

### 2-1 広域的な被災による救助・救急・支援活動の遅延

#### 【評価結果】

#### 【南部中核拠点の整備】

- 大規模災害発生時、全国からの応援部隊や支援物資等を迅速かつ円滑に受け入れ、被災地へ効果的に展開するため、広域防災拠点を整備する必要がある。(防災統括室)

#### 【道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)

#### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

#### 【重要業績指標 (KPI)】

#### 【道路ネットワークの強靱化】

- ・ 骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率 46%(R6)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77%(R6)
- ・ 紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率 56%(R6)

#### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- ・ 道路施設（1巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率 98%(R6)

### 2-2 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞

#### 【評価結果】

#### 【非常用物資の確保】

- 家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため県や市町村による啓発活動に取り組む必要がある。(防災統括室)
- 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、救援物資の現物備蓄及び企業との救援物資供給協定による流通備蓄を組み合わせながら、安定供給に取り組む必要がある。ま

た、災害時に物資が不足する被災地へ迅速に供給できるよう、県と市町村間で保有する現物備蓄について、品目や数量を定期的に確認し情報共有を行う必要がある。*(防災統括室)*

- 県内の医薬品等販売業者の夜間連絡先や連絡網については把握しているが、取扱品目、流通経路についても把握することにより、災害時の供給体制に生かす必要がある。*(医療政策局業務・衛生課)*
- 災害発生時においても、食料等必要な物資を継続して安定的に供給するために、施設の安全性や耐震性を確保するとともに、事業継続性を確保できるよう市場施設の再整備事業を推進する必要がある。*(食農部中央卸売市場再整備推進室)*

#### 【救援物資等の搬送の確保】

- 災害発生時にはインフラ等の遮断により、住民生活に必要な物資が供給されなくなる可能性があるため、必要に応じて救援物資対応マニュアルの更新等を実施する必要がある。*(産業部総務課)*
- 被災地への物資の供給を迅速に行うために、物流事業者等との緊急時救援物資の輸送に関する協定が実効性を維持できるように対応する必要がある。*(産業部経営支援課)*

#### 【重要業績指標（KPI）】

##### 【非常用物資の確保】

- ・ 住民向け広報誌等における非常用物資備蓄の啓発実施件数 年1回(R6)
- ・ 取扱品目、流通経路等を把握した販売業者率 100%(R6)

## 2-3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

#### 【評価結果】

##### 【警察機能の強化】

- 災害発生時の対応に資するため、警察本部及び県下各警察署の災害用装備資機材を整備する必要がある。*(警察本部警備課)*
- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する必要がある。*(警察本部交通規制課)*
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る必要がある。*(警察本部警備課)*
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の更なる整備を行い、耐災害性の向上及び機能を強化する必要がある。*(警察本部警備課)*
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る必要がある。(現在、耐用年数(木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年)を経過した交番・駐在所は41ヶ所(令和6年度末)となっている。)*(警察本部地域課)*
- 警察施設(交番・駐在所)を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署等との情報ネットワーク化を図る必要がある。*(警察本部地域課)*
- 老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備することにより、施設の機能停止を予防し、

災害時における避難路や緊急輸送路を確保する必要がある。(警察本部交通規制課)

#### 【消防力の強化】

- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する必要がある。(消防救急課)
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態・規模による訓練を実施し、県外への応援活動及び県外からの緊急消防援助隊の受入体制を、より実効性の高いものにする必要がある。(消防救急課)
- 南海トラフ巨大地震などの大規模災害をはじめとする被災現場において、的確に判断できる消防職員・団員を育成するため、消防学校を移転整備し、教育訓練内容の充実・強化を図る必要がある。(消防救急課)

#### 【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する必要がある。(防災統括室)
- 防災総合訓練などで関係機関との連携を図っており、今後も機会をとらえ、警察、消防、自衛隊などと「顔の見える関係」を構築し、連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。(防災統括室)

#### 【自主防災力の強化】

- 自主防災アドバイザー派遣事業(令和6年～)などを通じて様々な啓発を行っており、県内の自主防災組織率は88.5%(令和6年4月現在)で、全国平均(85.4%)を上回っている。引き続き、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む必要がある。(防災統括室)
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材(防災リーダー、防災士)を養成する必要がある。(防災統括室)

#### 【重要業績評価指標(KPI)】

##### 【警察機能の強化】

- ・ 警察本部及び警察署の耐震化率 100%(R6)
- ・ 停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備台数 98台(R6)
- ・ 警察施設(交番・駐在所)の情報ネットワーク整備率 88.73%(R6)

##### 【消防力の強化】

- ・ 県内の消防団員数 7,434人(R6)
- ・ 救急隊のうち救急救命士運用割合 100%(R6)
- ・ 緊急消防援助隊の登録数 90隊(R6)
- ・ 消防本部・消防署の耐震化率 100%(R6)

#### 【防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施】

- ・奈良県災害対策本部事務局訓練の実施件数 年1回(R6)
- ・奈良県防災総合訓練の実施件数 年1回(R6)

#### 【自主防災力の強化】

- ・自主防災（防犯）リーダー研修修了者数 3,420人(R6)
- ・防災士数 4,464人(R6)

## 2-4 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生

#### 【評価結果】

##### 【医療救護活動の促進】

- 災害派遣医療チーム（DMAT）の編成支援及びDMATの資質向上や、DMAT活動マニュアルの更なる充実やトリアージ体制の強化等、医療救護活動を推進する必要がある。（医療政策局地域医療連携課）

##### 【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する必要がある。（医療政策局地域医療連携課）

##### 【広域災害緊急医療情報システム（EMIS）による医療機関情報の共有】

- 災害発生時、厚生労働省が運用する広域災害救急医療情報システム（EMIS）を利用し、医療機関の受入可能情報及び被災状況について情報共有を図る必要がある。（医療政策局地域医療連携課）

##### 【食中毒・感染症等の対策】

- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する必要がある。（医療政策局疾病対策課）
- 災害時、避難所において感染症の発生を防止させるためには、被災者の健康管理を適切に実施する必要がある。（福祉保険部総務課（各保健所））
- 奈良県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設に対して監視指導を行う必要がある。（医療政策局業務・衛生課）

##### 【発災後の遺体捜索、検視・検案、収容及び火葬等】

- 発災後に遺体の捜索及び検視・検案等を適切に実施するため、日頃から市町村や関係機関で情報を共有し、訓練等により連携を強化する必要がある。（警察本部捜査第一課）
- 発災後に遺体の収容及び火葬等を適切に実施するため、市町村に対して遺体収容所や火葬場の確保を働きかけるとともに、応急対策時に支援が可能となるよう、奈良県災害時広域火葬実施要綱に基づき、被災していない市町村に対して広域火葬の応援を依頼する必要がある。（医療政策局業務・衛生課）

##### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】

- 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、

道路法面や盛土の防災対策を推進する必要がある。また、市町村が管理する道路施設の老朽化対策の取組に対する市町村支援を行う必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

#### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

#### 【汚水処理機能継続の確保】

- 現在、浄化槽により汚水処理を行っている下水道未整備区域において、災害時（家屋や施設の被災、電源喪失等）にあっても汚水処理機能継続を確保するため、下水道管渠等の整備を推進する必要がある。(県土マネジメント部下水道マネジメント課)

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

##### 【医療救護活動の促進】

- ・ 県内DMA T チーム数 26 チーム(R6)

##### 【災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化等、医療設備の整備】

- ・ 災害拠点病院及び二次災害救急医療機関の耐震化率 84%(R6)

##### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化】（再掲）

- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77%(R6)
- ・ 紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率 56%(R6)

##### 【医療活動確保のための緊急輸送ルートの老朽化対策の着実な推進】（再掲）

- ・ 道路施設（1巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率 98%(R6)

## 2-5 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

#### 【評価結果】

##### 【災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保】

- 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る必要がある。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 平常時からの情報共有、災害訓練参加等を含めた、避難所へのLPガスの優先的供給に関する協定を、各市町村が各LPガス協会支部と締結するよう支援する必要がある。(消防救急課)

##### 【道路ネットワークの強靱化】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、紀伊半島アンカール

ートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)

#### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

#### 【孤立化防止のための土砂災害対策】

- 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、17集落が孤立したほか、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める必要がある。(県土マネジメント部砂防・災害対策課)

#### 【ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施】

- 孤立可能性集落に係る対策として市町村が確保した臨時ヘリポートについて、定期的に状況確認を行う必要がある。(防災統括室)

#### 【奈良県ヘリポートの管理・運営の強化】

- 現場への救助・救急・消火活動・物資輸送等に資する消防防災ヘリコプターの離着陸に必要な奈良県ヘリポートの管理・運営を行う必要がある。(県土マネジメント部リニア・地域交通課)

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

##### 【道路ネットワークの強靱化】(再掲)

- ・ 骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 46%(R6)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77%(R6)
- ・ 紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率 56%(R6)

##### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】(再掲)

- ・ 道路施設(1巡目点検Ⅲ判定箇所)の老朽化対策修繕措置完了率 98%(R6)

##### 【孤立化防止のための土砂災害対策】(再掲)

- ・ 土砂災害特別警戒区域内に立地する「24時間利用の要配慮者利用施設」や「代替性のない避難所」を保全する対策の着手数 30箇所(R6)
- ・ 土砂災害特別警戒区域内に立地する「第一次緊急輸送路(アンカールート)」を保全する対策の着手箇所数 5箇所(R6)

## 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### 【評価結果】

#### 【災害時の避難所整備と運営の改善】

- 現在全ての市町村において指定緊急避難場所・指定避難所が指定されているが、新型コロナウイルス感染症等に対応するためにも、県有施設や民間施設の活用及び隣接市町村間の避難者受入等に留意し、市町村における十分な避難所数の確保に向けた支援を行う必要がある。*(防災統括室)*
- 各市町村における「避難所運営マニュアル」の策定・充実のため、新型コロナウイルス感染症等に備えた内容となるよう留意しながら、必要な助言等の支援を行う必要がある。*(防災統括室)*
- 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、現物備蓄等による衛生用品等の確保に取り組むことで避難所における生活環境を整備する必要がある。*(防災統括室)*
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する必要がある。*(医療政策局疾病対策課)*
- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する必要がある。*(福祉保険部総務課(各保健所))*

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【災害時の避難所整備と運営の改善】

- ・ 市町村における避難所運営マニュアル策定率 89.7%(R6)

## ○基本目標2：県民の生活を守る

### 3. 県民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

#### 3-1 県・市町村職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### 【県有施設等の耐災害性の強化】

- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、耐震対策がなされていない建築物に対して、引き続き耐震化を促進する必要がある。*(まちづくり推進局建築安全課、営繕課)*
- 平成28年度に県有施設の既設非常用発電設備の更新を行ったが、定期的な運用試験等により安定した運用を維持する必要がある。*(防災統括室)*
- 災害時に奈良県に派遣されるリエゾンが使用するための端末を確保し、リエゾン端末利用環境整備訓練を引き続き実施する必要がある。*(総務部デジタル管理室)*
- 県、市町村、関係機関（国、独立行政法人、一部事務組合等）を結ぶ 高速・大容量の情報通信基盤である大和路情報ハイウェイにおいて、帯域が逼迫する拠点の回線速度を一段階向上させ利便性向上を図ると共に、防災行政通信ネットワーク接続の防災拠点（24拠点）に瞬時停電対策としてUPS（非常用バッテリー）を設置し、耐災害性向上を図る必要がある。*(総務部デジタル管理室)*
- 大和路情報ハイウェイにおいて、平成23年の紀伊半島大水害での教訓を踏まえ実施している異経路引き込みによる回線の二重化について、引き続き維持する必要がある。*(総務部デジタル管理室)*
- 職員が使用する行政端末のモバイル化を行い、災害時に執務場所に依存しない環境を引き続き整備する必要がある。*(総務部デジタル管理室)*
- 災害時等に遠隔地とWEB会議が開催できるよう、環境の拡充を引き続き実施する必要がある。*(総務部デジタル管理室)*
- 職員が使用するファイルサーバについて、サーバを関西圏と関東圏の双方に配備する冗長構成とし、災害に対応した環境を引き続き整備する必要がある。*(総務部デジタル管理室)*

##### 【業務継続体制の整備】

- 必要に応じ業務継続計画を見直し、災害を想定した訓練を重ねるとともに、市町村における業務継続計画の見直しについても促進する必要がある。*(防災統括室)*
- 被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する必要がある。*(防災統括室)*

##### 【職員等の防災教育及び対応力強化】

- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度職位基本研修において、防災研修や危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する必要がある。*(総務部キャリア・ワーク・サクセスセンター)*
- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る必要がある。*(防災統括室)*
- 大規模災害発生時、被害情報の収集及び支援ニーズの把握等のため、被災市町村役場に派遣する県災害時緊急連絡員に関する体制を整備する必要がある。*(防災統括室)*
- 二次災害防止を目的に被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う判定士の高齢化が進んでいる状況であり、被災時に応急危険度判定を確実に実施するため、新たな判定士を養成し確保する必要がある。*(まち*

【相互応援協定などに基づいた自治体間の連携を強化】

- 大規模災害時に都道府県・市町村間での応援・受援体制を円滑に行うため、自治体間の密な連携に努めるとともに、県内市町村の受援計画（受援マニュアル）の整備を促進する必要がある。（防災統括室）

【重要業績評価指標（KPI）】

【職員等の防災教育及び対応力強化】

- ・ 職位基本研修での防災関係研修の修了者の累積人数 1,183名(R3~R6)
- ・ 市町村職員に対する防災研修等の実施件数 年1回(R6)
- ・ 被災建築物応急危険度判定士登録者数 859名(R6)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下

【評価結果】

【企業防災活動等の促進】

- 企業連絡会議で防災関連情報を提供及び共有することにより、企業防災活動の活性化を図る必要がある。（産業部産業創造課）
- 企業の自主的・自立的な行動による自助・共助の意識の向上を図るため、企業向けの啓発として、BCP策定セミナーの開催及びBCP策定のための相談体制の維持を図る必要がある。（産業部経営支援課）

【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- 県では、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。（産業部経営支援課）

【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、オフィスや生産拠点の本県への立地を促進するための取組を強化する必要がある。（産業部産業創造課）

【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する必要がある。（県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課）

【人流・物流ルートを支える道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管

理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

#### 【企業活動継続のための流域治水対策】

- 浸水被害から企業や工業団地が集積する市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や河川改修を促進する必要がある。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ための対策」、避難指示等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策を推進する必要がある。(県土マネジメント部河川整備課)

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

##### 【企業防災活動等の促進】

- ・ BCP セミナー開催数 年0回(R6)

##### 【被災企業への金融支援など、セーフティネット策を確保】

- ・ 被災中小企業の資金需要に応じた制度融資枠の確保 950億円(R6)

##### 【オフィスや生産拠点の本県への立地を促進】

- ・ 企業立地件数 46件(R6)

##### 【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】(再掲)

- ・ 骨格幹線道路ネットワーク(路線の線的整備箇所)の整備率 46%(R6)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77%(R6)
- ・ 紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率 56%(R6)

##### 【人流・物流ルートを支える道路施設の老朽化対策の着実な推進】(再掲)

- ・ 道路施設(1巡目点検Ⅲ判定箇所)の老朽化対策修繕措置完了率 98%(R6)

##### 【企業活動継続のための総合的な治水対策】(再掲)

- ・ 浸水常襲地域における減災対策実施率 76%(R6)
- ・ 奈良県平成緊急内水対策の100年に1度の大雨に耐える貯留量の確保率 157,400 m<sup>3</sup>(R6)

## 4. ライフラインや交通ネットワーク等の確保

### 4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

#### 【多様なエネルギー供給源の確保】

- 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る必要がある。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 現在あるSSの継続運営が図れるよう、他府県での先進事例の研究、県内での導入可能性の検討など、対象市町村と連携した取り組みを行う必要がある。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 事業所での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、産業活動における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る必要がある。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 家庭での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、家庭生活における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る必要がある。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)

#### 【ライフライン関係機関等との連携】

- 迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン防災対策連絡会における訓練等を通じた災害対応力の強化を図る必要がある。(防災統括室)
- 平常時からの情報共有、災害訓練参加等を含めた、避難所へのLPガスの優先的供給に関する協定を、各市町村が各LPガス協会支部と締結するよう支援する必要がある。(消防救急課)

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【多様なエネルギー供給源の確保】

- ・ 固定買取価格制度 (FIT制度) による再生可能エネルギー設備容量 696,917kW (R5)
- ・ 太陽熱利用システム導入件数 4,224 件 (R5)
- ・ エネファーム導入件数 10,017 件 (R1~R2)
- ・ 事業用コージェネレーションシステム導入量 81,008kW (R5)

#### 【ライフライン関係機関等との連携】

- ・ 奈良県ライフライン防災対策連絡会の情報共有発信訓練回数 年1回 (R6)

### 4-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止

#### 【評価結果】

#### 【水道施設の耐震化等】

- 水道施設の耐震化への対応及び老朽化対策を実施する必要がある。(環境森林部水・大気環境課)

#### 【下水道施設の耐震化、老朽化対策等】

- 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村の

下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う必要がある。(県土マネジメント部下水道マネジメント課)

#### 【農業集落排水施設の耐震化】

- 農業集落排水施設の最適整備構想に基づき施設の点検、改築、更新等を団体営事業で実施していく必要がある。(食農部農村振興課)

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

##### 【下水道施設の耐震化、老朽化対策等】

- ・ 下水道システムの急所施設（処理場の揚水機能）の耐震化率 25%(R6)

##### 【農業集落排水施設の耐震化】

- ・ 最適整備構想に基づく施設の点検、改築、更新地区数 0 施設(R6)

### 4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止

#### 【評価結果】

##### 【道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める必要がある。  
また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する必要がある。(県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課)
- 平成23年紀伊半島大水害では、土砂災害による通行止めが頻発し、17集落が孤立したほか、救護活動等に支障が生じたことから、紀伊半島アンカールートの強靱化に向け、道路事業と併せ砂防事業での対応を進める必要がある。(県土マネジメント部砂防・災害対策課)
- 地域の緊急迂回路として、活用可能な県営農道を整備する必要がある。(食農部農村振興課)
- 市町村管理の農道橋については、機能診断を実施し個別施設計画に基づき施設の改築等を団体営事業で実施していく必要がある。(食農部農村振興課)
- 山間部において集落間を連絡している国道・県道等の幹線を補完し、災害発生時の迂回路としての活用可能な林道を整備する必要がある。(環境森林部県産材利用推進課)

##### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

### 【リニア中央新幹線 三重・奈良・大阪ルート of 早期全線整備】

- 現東海道新幹線は東西の大動脈であり分断の影響は極めて大きいことから、リニアについては現新幹線と異なるルートとすることによるリスク分散を図り、より強靱な東西高速交通ルートを形成する必要がある。また、リニア中央新幹線の「奈良市附近駅」が設置されることにより、新たな大動脈の輸送ルートが県内に形成される。さらに、リニア中央新幹線は、大規模自然災害時においても、支援を遠方から極めて短時間で県内に受け入れられる輸送ルートとして期待される。そのため、リニア中央新幹線を整備計画通り奈良市附近を経過地とした三重・奈良・大阪ルートの早期全線整備を国及びJR東海に働きかけるとともに、今後より一層信頼関係に基づいた実務的な協力関係を強化していく必要がある。(県土マネジメント部リニア・地域交通課)

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【道路ネットワークの強靱化】

- ・骨格幹線道路ネットワーク（路線の線的整備箇所）の整備率（再掲） 46%(R6)
- ・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率（再掲） 77%(R6)
- ・紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率（再掲） 56%(R6)
- ・農道整備事業の完了地区数 99 地区(R6)
- ・個別施設計画に基づく農道橋の改築の必要性を調査する橋梁点検数 0 力所(R6)
- ・起終点が他の道路と接続し、迂回路機能を持つ林道の路線数 32 路線(R6)

#### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】（再掲）

- ・道路施設（1 巡目点検Ⅲ判定箇所）の老朽化対策修繕措置完了率 98%(R6)

## 5. 二次災害の防止

### 5-1 ため池、ダム、堰堤、堤防等の損壊や機能不全による二次災害の発生

#### 【評価結果】

#### 【老朽化した農業用ため池の改修の促進等】

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する必要がある。*(食農部農村振興課)*

#### 【河川施設の老朽化対策、耐震化の推進】

- 県管理ダムの適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う必要がある。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する必要がある。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### 【砂防施設の老朽化対策の推進】

- 県管理砂防関係施設の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進する必要がある。*(県土マネジメント部砂防災対策課)*

#### 【堤防等の損壊に備えた対策の推進】

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型ハード対策や既存堤防の質的改良を推進する必要がある。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### 【土砂ダム等の損壊に備えた対策の推進】

- 紀伊半島大水害で深層崩壊による河道閉塞が発生した赤谷地区等6地区における国の砂防事業の着実な実施に併せ、土砂の生産・流出が著しい熊野川流域全体において、国による土砂災害対策計画の策定・実施によって、地域の安全・安心を向上させる必要がある。*(県土マネジメント部砂防・災害対策課)*
- 亀の瀬地すべりについては、地すべりが再発した場合の地域への影響の大きさに鑑み、国による事業の継続と施設の維持管理、及び万全な監視・観測体制に併せ、関係機関との連絡体制の強化など、豪雨及び地震の想定を含めた危機管理体制の構築を図ることで、地域の安全・安心を向上させる必要がある。*(県土マネジメント部河川整備課)*

#### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【老朽化した農業用ため池の改修の促進等】

- ・ 防災重点農業用ため池の調査進捗率 58%(R6)
- ・ 防災重点農業用ため池の防災対策着手率 44.6%(R6)

### 5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

### 【農地・森林の保全・整備】

- 中山間地域等の耕作放棄の発生予防や営農の維持を継続していく必要がある。(食農部農村振興課)
- 農地や農業用施設を適正に維持管理していくために集落単位で実施する基礎的な保全活動を継続していく必要がある。(食農部農村振興課)
- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る必要がある。(環境森林部県産材利用推進課)
- 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する必要がある。また、その制度を担う人材を奈良県フォレスターアカデミーにおいて養成する必要がある。(環境森林部森林環境課)

### 【農業水利施設の機能保全】

- 農地及び老朽化した農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業により実施している。引き続き、農地・農業水利施設を整備する必要がある。(食農部農村振興課)
- 河川に設置されている農業用井堰について、機能保全計画に基づく対策を推進する必要がある。(食農部農村振興課)

### 【治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全】

- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する必要がある。(環境森林部県産材利用推進課)

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【農地・森林の保全・整備】

- ・ 中山間直接支払事業取り組み面積 2,780ha (R6)
- ・ 多面的機能支払事業の農地維持支払い取り組み面積 5,703ha (R6)
- ・ 間伐等の森林整備実施面積 2,458ha (R6)
- ・ 奈良県フォレスターアカデミー卒業者数 60人 (R6)

#### 【農業水利施設の機能保全】

- ・ 基盤整備事業の完了地区数 15地区 (R6)
- ・ 県が造成した基幹的水利施設の機能保全計画に基づく更新数 4地区 (R6)
- ・ 河川に設置されている井堰の対策着手数 14箇所 (R6)

## ○基本目標3：迅速な復旧・復興を可能にする

### 6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復

#### 6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【評価結果】

##### 【災害廃棄物処理計画の策定等】

- 国が策定した「災害廃棄物対策指針」を活用して、県地域防災計画に掲げる事項について、広域処理の観点からさらに実用的なものとするため「奈良県災害廃棄物処理計画」を策定した。この計画を国・県・市町村等が情報共有することにより、各主体の対応能力の向上、広域的な相互支援体制の整備等を促進するとともに、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する必要がある。

(環境森林部廃棄物対策課)

- 現在、一部市町村ではストックヤードが確保されているが、大規模災害時に必要な面積を確保できていない現状であるため、県内におけるストックヤードを確保する必要がある。(環境森林部廃棄物対策課)

##### 【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- 県内の多くのごみ焼却施設では老朽化が進むとともに、非常用発電機や水等の資機材を備えていないため、災害時にインフラ等の遮断により自立して稼働できなくなる可能性がある。そのため、災害時にも自立して稼働できるよう非常用発電機やその他資機材を備えた施設について、整備計画の作成及び実施を促進する必要がある。(環境森林部廃棄物対策課)

##### 【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- 災害発生時に迅速・適正に廃棄物処理を行えるよう、訓練の実施を推進する必要がある。(環境森林部廃棄物対策課)

##### 【重要業績評価指標 (KPI)】

##### 【災害廃棄物処理計画の策定等】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定率 82%(R6)
- ・ スtockヤード計画・確保率 69.2%(R6)

##### 【ごみ焼却施設の非常用発電機等の設置促進】

- ・ ごみ焼却施設における災害時自立稼働率 5.3%(R6)

##### 【災害廃棄物処理における訓練等の実施促進】

- ・ 県が実施する災害廃棄物対策教育・訓練（図上訓練）における市町村参加率 56.4%(R6)

#### 6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### 【評価結果】

### 【インフラ施設におけるデジタル技術やデータの活用推進】

- 道路の安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図るため、道路台帳、道路占用台帳のデジタル化や、道路情報表示システムの一元化等、新技術の積極的な活用をしながら、効率的・効果的な維持・管理を推進する必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)
- 樋門の遠隔操作やカメラを活用した遠隔監視等により、河川管理の効率化・省力化を図る必要がある。(県土マネジメント部河川整備課)
- 迅速な避難に役立つ土砂災害の危険度に関する情報の発信や、土砂災害に警戒すべき区域、法規制箇所などの情報提供や砂防施設等の管理をより効率的・効果的に行うため、データベース化やインターネット等を活用した情報発信を推進する必要がある。(県土マネジメント部砂防・災害対策課)
- 下水道施設の点検・調査について、自走式テレビカメラやドローン等のデジタル技術を活用し、効率的・効果的な維持管理を推進する必要がある。(県土マネジメント部下水道マネジメント課)
- AI カメラによる混雑状況等の情報発信などデジタル技術を活用した公園施設の効率的・効果的な維持管理を推進する必要がある。(まちづくり推進局公園企画課)

### 【オンラインを活用した受発注者の業務の効率化】

- 受発注者の業務の効率化を図り、働き方改革を進めるため、これまでの対面主義からオンラインを活用した工事情報の共有などを進め、インフラ整備の担い手である建設業者と発注者の業務の効率化を推進する必要がある。(県土マネジメント部技術管理課)

### 【建設工事におけるICT活用の普及拡大】

- 生産性向上を図るため、工事施工での「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品と検査」等に取り組み、建設工事でのICT活用拡大を推進する必要がある。(県土マネジメント部技術管理課)

### 【建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する必要がある。(県土マネジメント部建設産業課)

### 【関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築】

- 災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、平常時から防災関係機関や各種業界団体と連携強化を図るとともに、災害対策に係る業務についてあらかじめ協定を締結するなど、民間機関のノウハウや能力等を活用できる体制を構築する必要がある。(関係部局)

## 6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

### 【評価結果】

#### 【大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地の確保や関係団体等との連携】

- 大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組を進める必要がある。(まちづくり推進局住宅課)

#### 【DPAT（災害派遣精神医療チーム）の設置促進】

- 発災前から精神科医療を受けていた人に対する診療や、災害ストレス等により新たに生じた精神的不健康に対応するため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の設置を促進する必要がある。（医療政策局疾病対策課（精神保健福祉センター））

#### 【DWAAT（災害派遣福祉チーム）の体制強化】

- 発災時、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者は、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じる可能性があり、これらの福祉ニーズに対応するため DWAAT（災害派遣福祉チーム）による支援体制を強化する必要がある。（福祉保険部総務課）

#### 【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- 市町村が適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、市町村担当者のための研修機会の拡充等を図る必要がある。（防災統括室）

#### 【災害ボランティア活動等の支援】

- 災害ボランティア人材の育成について、若者向けの養成講座の実施や能登半島地震における災害ボランティアの重要性の高まり等により、災害ボランティア登録者は増加傾向にあるが、その能力を活かし、災害発生時に迅速に活動できるように、防災訓練等への参加機会の提供や災害ボランティア活動に関する情報提供等、平時から取り組む必要がある。（地域創造部県民くらし課）
- 災害中間支援組織となる「奈良防災プラットフォーム連絡会」を立ち上げ、定期的な情報共有と意見交換の場を設けているが、より実践的に、災害発生時に県域での中間支援機能を発揮できる体制を構築する必要がある。（地域創造部県民くらし課）
- 県内約20市町村において、災害ボランティアセンターの設置、運営訓練が実施されているが、大規模災害時に複数市町村に跨る災害支援が実施できるよう、市町村広域での災害支援ネットワークを構築する必要がある。また、県外からの支援団体を効果的に調整できるよう、受入体制を整備する必要がある。（地域創造部県民くらし課）

#### 【生活再建に向けた事前の備え】

- 地震保険、火災保険及び共済等は被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであるため、県民に対して保険等制度の普及促進を図る必要がある。（防災統括室、消防救急課）

#### 【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- 発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を推進する必要がある。（食農部農村振興課）

#### 【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】

- 道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する必要がある。（県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課）

### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る必要がある。(県土マネジメント部道路マネジメント課)

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

#### 【DPAT (災害派遣精神医療チーム) の設置促進】

- ・ DPAT (災害派遣精神医療チーム) 登録病院数 2 病院 (R6)

#### 【DWAT (災害派遣福祉チーム) の体制強化】

- ・ DWAT (災害派遣福祉チーム) 登録者数 172 人 (R6)

#### 【市町村による被害認定調査の実施や罹災証明書の発行を支援】

- ・ 市町村対象の被害認定調査研修会受講者数 (累計) 616 名 (R6)

#### 【県民の地震保険加入率の向上】

- ・ 地震保険世帯加入率 32.5% (R5)

#### 【災害時に土地の境界を復元できるよう、地籍の明確化を促進】

- ・ 地籍調査実施済面積 472 ㎢ (R6)

#### 【人流・物流ルートを支える道路ネットワークの強靱化】(再掲)

- ・ 骨格幹線道路ネットワーク (路線の線的整備箇所) の整備率 46% (R6)
- ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 77% (R6)
- ・ 紀伊半島アンカールートにおける法面防災の要対策箇所の対策着手率 56% (R6)

#### 【道路施設の老朽化対策の着実な推進】(再掲)

- ・ 道路施設 (1 巡目点検Ⅲ判定箇所) の老朽化対策修繕措置完了率 98% (R6)

## 6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

### 【評価結果】

#### 【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、令和2年7月に文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的に「奈良県文化財防火対策推進条例」を制定しており、災害時における文化財の被害低減を図るため、保存修理や環境整備などの整備を着実に実施す

るとともに、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する必要がある。(地域創造部文化財課)

【重要業績評価指標 (KPI)】

【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

・県指定文化財（建造物）の防災設備の設置率 72.6%(R6)

## （別紙 2）重点化すべき施策の推進方針

### ■ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備え

---

- ・大規模広域防災拠点の整備
- ・道路ネットワークの強靱化
- ・各種施設の耐震化の促進

### ■ 激甚化・頻発化する風水害への備え

---

- ・総合的な治水対策である流域治水の推進
- ・総合的な土砂災害対策の推進
- ・ため池の防災対策
- ・農地・森林の保全・整備

### ■ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

---

- ・道路施設の老朽化対策の推進
- ・河川施設の老朽化対策、耐震化等の推進
- ・砂防施設の老朽化対策の推進
- ・下水道施設の耐震化、老朽化対策の推進
- ・都市公園の整備や老朽化対策の推進
- ・公営住宅の老朽化対策、耐震化の推進
- ・老朽化した農業用ため池の改修を促進

### ■ 施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進等

---

- ・インフラ施設におけるデジタル技術やデータの活用推進
- ・デジタル技術等を活用した災害時の確実な情報伝達
- ・オンラインを活用した受発注者の業務の効率化
- ・建設工事における I C T 活用の普及拡大

### ■ 行政の防災力の向上（公助の強化）

---

- ・行政職員の対応力強化
- ・警察・消防機能の強化
- ・災害時の避難所整備と運営の改善
- ・多様なエネルギー供給源の確保

### ■ 地域防災力の向上（自助・共助の強化）

---

- ・防災知識の普及啓発・防災教育
- ・自主防災力の強化
- ・文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進

## ■ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備え

### 【南部中核拠点の整備】

- 県の中核的な広域防災拠点として、進出、救助活動、物資輸送、航空搬送の機能を備えた南部中核拠点を五條市に整備する。  
また、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、県内被災地はもとより、甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸部への支援のため、近隣府県等へ派遣される応援部隊のベースキャンプ等として活用する。 **（防災統括室）**

### 【道路ネットワークの強靱化】

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、紀伊半島アンカールートを構成する京奈和自動車道、国道168号五條新宮道路、国道169号奈良中部熊野道路をはじめとする骨格幹線道路ネットワーク等の整備を進める。  
また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面や盛土の防災対策を推進し、緊急輸送道路等の道路ネットワーク機能を確保する。 **（県土マネジメント部道路建設課、道路マネジメント課）**

### 【奈良県道路整備基本計画に基づき概ね10年以内に整備する箇所】

#### ■ 紀伊半島アンカールート

京奈和自動車道

大和北道路（(仮称)奈良北IC～郡山下ツ道JCT間）

大和御所道路（橿原北IC～橿原高田IC間）

国道168号五條新宮道路

新天辻工区、長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、十津川道路(Ⅱ期)

国道169号奈良中部熊野道路

御所高取バイパス、高取バイパス、伯母峯峠道路、下北山村前鬼～上池原

#### ■ その他の骨格幹線道路

国道168号王寺道路、香芝王寺道路、小平尾バイパス

国道369号大保道路、県道枚方大和郡山線中町工区、県道天理王寺線長楽工区、

県道結崎田原本線結崎～三河工区、県道桜井吉野線百市工区、

(都)西九条佐保線、(都)城廻り線 など

- 市街地における道路空間には、避難路・救援路（災害発生時に被災者の避難及び救助のための通路）や、災害遮断（災害の拡大を抑え遮断するための空間）等の都市防災機能があるため、今後も着実に改良を進める。 **（県土マネジメント部道路建設課）**
- 緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。 **（県土マネジメント部道路建設課）**

### 【各種施設の耐震化の促進】

- 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する。また、市町村の下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う。 **（県土マネジメント部下水道マネジメント課）**
- 水道施設の耐震化への対応及び老朽化対策の促進に向けて支援を行う。 **（環境森林部水・大気環境課）**

- 奈良県耐震改修促進計画に基づき住宅・建築物の耐震化を進めているところであるが、市町村の補助を活用した耐震診断・耐震改修の実績はあるものの住宅及び多数の者が利用する民間建築物は目標耐震化率の達成には至っていない。地震被害を軽減するため、国の支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）等を有効活用し、耐震化の取組を進める。**（まちづくり推進局建築安全課）**
- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。**（まちづくり推進局住宅課）**
- 公立小中学校施設の耐震化率は令和7年4月1日現在100%を達成しているが、避難所として利用されることもある屋内運動場等（体育館・武道場・講堂・屋内プール）の吊り天井等の落下防止対策実施率は98.7%に留まっているため、対策実施の一層の促進を図る。**（教育委員会学校支援課）**
- 令和7年4月1日現在の県立学校の耐震化率は、100%（高等学校100%、特別支援学校100%）である。高等学校については、全国的に見ても耐震化率が低かったことから、平成25年度から29年度までを耐震化整備集中期間とし耐震化を進め、平成30年度以降も引き続き計画的に耐震化を進めており、令和4年度末に耐震化率100%を達成。今後、非構造部材についても点検を継続して行い、耐震対策の充実を図る。**（教育委員会学校支援課）**
- 災害拠点病院及び二次救急医療機関の耐震化や、自家発電装置及び応急医療機材の整備を促進する。**（医療政策局地域医療連携課）**
- 特別養護老人ホームなどについては予算化し耐震化を促進しており、補助金を活用する等して耐震化するよう、引き続き施設等へ周知し、保育所、障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の耐震化を促進する。**（福祉医療部障害福祉課、介護保険課、子ども・女性局子ども保育課、子ども家庭課）**
- 県有建築物の耐震改修等整備プログラムに基づき、耐震診断及び耐震改修を実施してきたところであるが、耐震対策がなされていない建築物に対して、引き続き耐震化を促進する。**（まちづくり推進局建築安全課、営繕課）**

## ■ 激甚化・頻発化する風水害への備え

---

### 【流域全体に関わる関係者が協働して行う流域治水の推進】

- 浸水被害から市街地等を守るため、国による大和川直轄遊水地整備や大和川河川改修を促進する。また、県管理河川の改修や堆積土砂撤去、河道内樹木伐採などの「ながす対策」に加え、100年に1度の大雨にも耐えられることを目標とする「奈良県平成緊急内水対策事業」などの「ためる対策」、避難指示等に活用する水防情報の強化など、ハード対策とソフト対策が一体となった流域治水対策を推進する。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 県管理の河川堤防、ダム、樋門について適切な維持管理を行うため、ダム、樋門等河川管理施設の老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 平成24年度に完成した大滝ダムの効果を最大限発現させるため、国及び県が協力しながら紀の川の改修を進め、国及び県管理区間における未改修区間の対応を進める。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 紀伊山地は土砂流出・堆積の著しい流域が存在することや複数の管理者によるダムが整備されていることから、堆積土砂対策や利水ダムの治水運用の拡大など、洪水対応等の危機管理に向けた国による上下流一貫した総合的な治水対策を促進する。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 平成27年の水防法改正を受け想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図は、水位周知河川である23河川の全てについて令和2年3月に公表しているが、水防法に定めのない小規模河川についても、住民に対して、きめ細かく水害リスクを周知するため、小規模河川の洪水浸水想定区域図作成を進めていく。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- より迅速な避難を促す河川情報を発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した低コストな危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細かな水位把握が必要な場所に設置し、水位観測網の充実を図る。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 水田貯留の機能に着目し、水田の保全を目的に平成24年度から取組をはじめており、今後も効果的・組織的な取組を進める。**（食農部農村振興課）**
- 農地及び老朽化した農業水利施設を整備し、災害に強い地域づくりを推進しており、これまで基盤整備事業15地区が完了している。引き続き、農地・農業水利施設を整備する。**（食農部農村振興課）**
- 河川に設置されている農業用取水井堰における機能保全計画を策定する。**（食農部農村振興課）**

### 【総合的な土砂災害対策の推進】

- 紀伊半島大水害等、近年の土砂災害を教訓として、『住民の命を守る行動』、『命を守る備え』を支える真に必要な対策を推進するため、紀伊半島大水害や平成30年7月豪雨等、近年の土砂災害も教訓として策定した奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和6年12月改定）に基づき、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の24時間利用の要配慮者利用施設の保全や避難所に対して区域外への移転を指導するとともに、奈良県土砂災害緊急安全確保対策事業の活用を促し、移転困難な避難所については保全を実施する。また、緊急輸送道路でもある紀伊半島アン

カールトの保全を優先して実施する。**(県土マネジメント部砂防・災害対策課)**

- 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、勧告や改善命令等を行い、安全対策を実施することが求められる。盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく基礎調査を行う。**(まちづくり推進局建築安全課)**
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、令和2年3月に完了した全県における区域指定が完了に引き続き、地形改変等のあった箇所や新規箇所における2巡目基礎調査を行う。**(県土マネジメント部砂防・災害対策課)**
- ゲリラ豪雨や大型台風などの異常気象、南海トラフ巨大地震等の大規模地震への備えとして、大規模土砂災害の監視・警戒・避難の体制構築を行う。**(県土マネジメント部砂防・災害対策課)**
- 『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』に基づき、市町村地域防災計画に定めた避難場所・避難経路などを周知するため、市町村が行うハザードマップの作成、公表及び土砂災害に係る避難訓練を支援する。**(県土マネジメント部砂防・災害対策課)**
- 奈良県災害リスク情報システムをより一層、警戒避難行動に活用いただけるように、引き続き、市町村及び住民の方に対して、システム活用に関する周知を図る。**(県土マネジメント部砂防・災害対策課)**

#### **【ため池の防災対策】**

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する。**(食農部農村振興課)**

#### **【農地・森林の保全・整備】**

- 土砂の流出や崩壊などを防止する防災機能を始めとする森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、新たな森林環境管理制度を推進する。また、その制度を担う人材を奈良県Fにおいて養成する。**(環境森林部森林環境課)**
- 林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設の機能の維持及び増進に努めるため、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。**(環境森林部県産材利用推進課)**
- 農地や農業用施設を適正に維持管理していくために集落単位で実施する基礎的な保全活動を継続していく。**(食農部農村振興課)**
- 林業の採算性の悪化等により、間伐等の必要な森林整備が十分に行われていない状況にある。補助金などの支援事業及び啓発などの普及事業により、森林整備の促進を図る。**(環境森林部県産材利用推進課)**

## ■ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

---

### 【道路施設の老朽化対策の推進】

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することから、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する。また、緊急輸送道路等の舗装の長寿命化を図る。**（県土マネジメント部道路マネジメント課）**

### 【河川施設の老朽化対策、耐震化等の推進】

- 県管理ダム等の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進するとともに、南海トラフ巨大地震等に備えた耐震対策を行う。そのほか、県内に設置されている国、市、水資源機構、関西電力、電源開発等が管理する各ダム施設についても、老朽化対策及び耐震対策を促進する。**（県土マネジメント部河川整備課）**

### 【砂防施設の老朽化対策の推進】

- 県管理砂防関係施設の適切な維持管理を行うため、老朽化対策を推進する。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**

### 【下水道施設の老朽化、耐震化対策等の推進】

- 流域下水道施設の重要な施設の耐震化、及び老朽化対策を着実に推進する。また、市町村の下水道施設の耐震化及び老朽化対策について支援を行う。**（再掲）（県土マネジメント部下水道マネジメント課）**

### 【都市公園の整備や老朽化対策の推進】

- 一次避難地、広域避難地や広域防災拠点となる都市公園の整備の推進や、市町村に対しての防災機能を有する都市公園の技術的な助言等を行う。**（まちづくり推進局公園企画課）**
- 公園施設について今後さらに進む老朽化に対する安全対策の強化及び既存ストックの長寿命化を図るため、適切な施設点検・維持補修等の予防保全型管理を推進する。**（まちづくり推進局公園企画課）**

### 【公営住宅の老朽化対策、耐震化の推進】

- 老朽化した県営住宅について、居住者の安全確保の観点から、地域居住機能再生推進事業による近鉄大福駅周辺地区整備事業での県営桜井団地やその他の公営住宅整備事業による建替えに加え、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや耐震性が不足する集会所について公営住宅整備事業や公営住宅等ストック総合改善事業による改修等で耐震性を確保すること等により、県営住宅居住者の地震時被害を軽減させるための総合的な取組を進める。**（まちづくり推進局住宅課）**
- 県営住宅について、建替えに加え、公営住宅等ストック総合改善事業による長寿命化のためのストック改善を進めるとともに、民間住宅について、長期優良住宅の普及等により住宅の質の

向上を図る。(まちづくり推進局住宅課)

**【老朽化した農業用ため池の改修を推進】**

- 農業用ため池のうち、決壊した場合に下流の家屋等に影響を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について老朽度や耐震性能等の調査を進めるとともに、調査結果に基づく対策の着手を推進する。(食農部農村振興課)

## ■ 施策を効率的に進めるためのデジタル化の推進等

### 【インフラ施設におけるデジタル技術やデータの活用推進】

- 道路の安全・安心を確保するとともに、道路のサービスレベルの維持・向上を図るため、道路台帳、道路占用台帳のデジタル化や、道路情報表示システムの一元化等、新技術の積極的な活用をしながら、効率的・効果的な維持・管理を推進する。**（県土マネジメント部道路マネジメント課）**
- 樋門の遠隔操作やカメラを活用した遠隔監視等により、河川管理の効率化・省力化を図る。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 迅速な避難に役立つ土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域、法規制箇所などをより効果的に発信・提供するため、新たなリスク情報の公表や情報発信ツールの改善を行うなど、引き続き、市町村及び住民への避難行動に役立つ情報の効果的な発信を推進する。**（県土マネジメント部砂防・災害対策課）**
- 下水道施設の点検・調査について、自走式テレビカメラやドローン等のデジタル技術を活用し、効率的・効果的な維持管理を推進する。**（県土マネジメント部下水道マネジメント課）**
- AIカメラによる混雑状況等の情報発信などデジタル技術を活用した公園施設の効率的・効果的な維持管理を推進する。**（まちづくり推進局公園企画課）**

### 【デジタル技術等を活用した災害時の確実な情報伝達】

- より迅速な避難を促す河川情報を効率的・効果的に発信・提供するため、洪水時の水位観測に特化した危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラをきめ細やかな水位把握が必要な場所に設置する等、水防情報の発信の強化を図る。**（県土マネジメント部河川整備課）**
- 河川や砂防などの防災情報を効率的・効果的に収集し、情報発信するため、雨量観測システムの統合を図る。**（県土マネジメント部河川整備課、砂防・災害対策課）**
- 市町村が発令する避難指示等の防災情報を、県防災情報システムを活用してLアラートや防災ポータルを通じて住民に迅速かつ的確に情報伝達するために定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。**（防災統括室）**
- 県内の市町村、消防機関及び防災関係機関における相互の非常通信として、有線回線、衛生回線及び衛星携帯電話回線による県防災行政通信ネットワークシステムを平成29年度から運用開始しており、定期的な訓練や運用試験により安定した運用を維持する。**（防災統括室）**
- 災害時のアクセス集中による接続障害を回避するため、自治体情報セキュリティクラウドにCDN機能を整備し、ホームページ情報を別サーバにキャッシュすることで、安定した情報発信を可能とする。**（総務部デジタル管理室）**
- 職員が使用する行政端末のモバイル化を行い、災害時に執務場所に依存しない環境を整備する。**（総務部デジタル管理室）**
- 災害時等に遠隔地とWEB会議が開催できる環境を整備する。**（総務部デジタル管理室）**

### 【オンラインを活用した受発注者の業務の効率化】

- 受発注者の業務の効率化を図り、働き方改革を進めるため、これまでの対面主義からオンラインを活用した工事情報の共有などを進め、インフラ整備の担い手である建設業者と発注者の業

務の効率化を推進する。**(県土マネジメント部技術管理課)**

**【建設工事におけるICT活用の普及拡大】**

- 生産性向上を図るため、工事施工での「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品と検査」等に取り組み、建設工事でのICT活用拡大を推進する。**(県土マネジメント部技術管理課)**

## ■ 行政の防災力の向上（公助の強化）

---

### 【行政職員の対応力強化】

- 円滑な災害対応を実施するため、平常時から災害対策本部運営マニュアルの充実や業務別マニュアルの作成及び見直しを行い、災害種別に応じた図上訓練等を実施する。（**防災統括室**）
- 「災害に強いひと・組織をつくる」という目標達成に向け、毎年度職位基本研修において、防災研修や危機管理能力向上研修を実施しているが、さらに効果的な研修となるよう検討し、継続して実施する。（**総務部キャリア・ワーク・サクセスセンター**）
- 市町村職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会・研修会等の実施等により、防災業務への習熟を図る。（**防災統括室**）
- 大規模災害発生時、被害情報の収集及び支援ニーズの把握等のため、被災市町村役場に派遣する県災害時緊急連絡員に関する体制を整備する。（**防災統括室**）

### 【警察・消防機能の強化】

- 災害発生後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を整備する。（**警察本部交通規制課**）
- より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化、情報通信機能の強化、受援補給体制の整備等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。（**警察本部警備課**）
- 県警警察官及び警察職員の備蓄食糧を拡充し、警察本部庁舎及び各警察署の非常用発動発電機、無停電電源装置の更なる整備を行い、耐災害性の向上及び機能を強化する。（**警察本部警備課**）
- 「地域防災拠点」「情報発信基地」となる交番・駐在所について、耐用年数を経過した交番・駐在所を順次整備し、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。（現在、耐用年数（木造30年、鉄骨45年、鉄筋70年）を経過した交番・駐在所は41ヶ所（令和6年度）となっている。）（**警察本部地域課**）
- 警察施設（交番・駐在所）を「地域防災拠点」「情報発信基地」として、避難情報、被災者情報等を迅速に地域住民等に情報発信するため、交番に奈良県警察WANシステムを整備して、警察本部・警察署等との情報ネットワーク化を図る。（**警察本部地域課**）
- 老朽化した信号機等の交通安全施設等を計画的に更新・整備することにより、施設の機能停止を予防し、災害時における避難路や緊急輸送路を確保する。（**警察本部交通規制課**）
- 消防において災害対応力強化のための体制、救助業務高度化のための装備資機材等の充実強化を推進する。加えて消防団の体制・装備・訓練の充実強化を推進する。特に消防団員、救急救命士の人材を確保する。（**消防救急課**）
- 緊急消防援助隊や関係機関との合同訓練において様々な形態・規模による訓練を実施し、県外への応援活動及び県外からの緊急消防援助隊の受入体制を、より実効性の高いものにする。（**消防救急課**）
- 南海トラフ巨大地震などの大規模災害をはじめとする被災現場において、的確に判断できる消防職員・団員を育成するため、消防学校を移転整備し、教育訓練内容の充実・強化を図る。また、災害対応において県南部の核となる南部中核拠点との一体的に整備し、災害時には消防学校施設

を有効活用する。(消防救急課)

### 【災害時の避難所整備と運営の改善】

- 現在全ての市町村において指定緊急避難場所・指定避難所が指定されているが、新型コロナウイルス感染症等に対応するためにも、県有施設や民間施設の活用及び隣接市町村間の避難者受入等に留意し、十分な避難所数の確保に向けた支援を行う。(防災統括室)
- 各市町村における「避難所運営マニュアル」の策定・充実のため、新型コロナウイルス感染症等に備えた内容となるよう留意しながら、必要な助言等の支援を行う。(防災統括室)
- 家庭や企業の自主備蓄、さらに市町村による物資供給が不足した場合に備えて、現物備蓄等による衛生用品等の確保に取り組むことで避難所における生活環境を整備する。(防災統括室)
- 災害時、避難所内での感染症等の発生を防止するため、平常時から医療関係機関と連携して、感染症の予防対策等を協議する。(医療政策局疾病対策課)
- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための衛生・健康教育を実施する。(福祉保険部総務課(各保健所))

### 【多様なエネルギー供給源の確保】

- 平成28年度に県有施設の既設非常用発電設備の更新を行ったが、定期的な運用試験等により安定した運用を維持する。(防災統括室)
- 避難所や災害時拠点施設での非常用電源整備等の支援を行うなど、避難生活や災害時の活動に必要なエネルギーの確保を図る。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 現在あるSSの継続運営が図れるよう、他府県での先進事例の研究、県内での導入可能性の検討など、対象市町村と連携した取り組みを行う。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 事業所での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、産業活動における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)
- 家庭での自立分散型エネルギーの導入を支援するとともに、県内のエネルギー供給力向上として、再生可能エネルギーの導入を推進すること等により、家庭生活における緊急時にも対応可能なエネルギー自給力の向上を図る。(環境森林部脱炭素・水素社会推進課)

## ■ 地域防災力の向上（自助・共助の強化）

---

### 【防災知識の普及啓発・防災教育】

- 住民の生命を守るためには、住民一人一人が「自らの命は自らで守る」意識のもと、日頃から災害に関する知識を習得し、備えることが重要であるため、防災知識の普及啓発や防災教育、防災訓練等を継続して実施する。（**防災統括室、県土マネジメント部砂防・災害対策課**）
- 県内では、避難を要するような自然災害等の経験のない県民が大半である。自主防災組織や自治会等が、実際に災害に直面した時に効果的・効率的に機能するために、訓練など体験的な学習により実践力を習得・向上できるよう支援する。（**防災統括室**）
- 学校における防災教育及び防災訓練の充実を図る。特に防災訓練では、授業以外の時間帯や天候、避難場所等にバリエーションをもたせた緊急地震速報を活用した訓練など、より実践的な訓練の推進を図る。（**教育委員会体育健康課**）
- 教職員を対象とした防災に係る研修会を実施し、小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校における防災教育の促進を図る。（**教育委員会体育健康課**）
- 過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧するなど、災害教訓を伝承する。（**防災統括室**）

### 【自主防災力の強化】

- 自主防災アドバイザー派遣事業（令和6年～）などを通じて様々な啓発を行っており、県内の自主防災組織率は88.5%（令和6年4月現在）で、全国平均（85.4%）を上回っている。引き続き、自主防災組織の充実及び活性化に取り組む。（**防災統括室**）
- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政の公的救助・支援である「公助」は届きにくく、「自分や家族の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」といった「自助」「共助」が重要になる。このため、災害発生時の被害軽減・拡大防止、災害発生後の迅速・円滑な被災者支援のため、平常時から県民の身近で防災意識啓発や訓練指導等を行うとともに、発災時には共助活動の担い手となり得る人材（防災リーダー、防災士）を養成する。（**防災統括室**）

### 【建設業界の担い手確保の促進】

- 減少する建設業就業者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、担い手確保・育成対策や就労環境改善に向けた取組を推進する。（**県土マネジメント部建設産業課**）

### 【文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進】

- 国宝、重要文化財が多い本県においては、令和2年7月に文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化財を次世代へ確実に継承することを目的に「奈良県文化財防火対策推進条例」を制定しており、災害時における文化財の被害低減を図るため、保存修理や環境整備などの整備を着実に実施するとともに、引き続き関係機関などが連携した啓発活動や防災・防火設備の設置促進、安全確保などの取組を推進する。（**地域創造部文化財課**）